

予 算 決 算 常 任 委 員 会

総 務 産 業 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 28 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、田村副分科会長、松岡委員、重廣委員、
重村委員、有田委員、早川委員、西村委員、田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 27 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 3 時 44 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 2 月 28 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

吉津委員長 おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務産業分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。これより、2月27日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について、審査を行います。それでは、議案第8号「令和6年度長門市一般会計予算」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 消防本部所管につきまして、補足説明を申し上げます。予算書28ページの第9款「消防費」の予算額は、令和5年度と比較いたしまして、6億1,753万2,000円の増額となっております。この主な要因としましては、予算書190ページから191ページの第1目「常備消防費」、説明コード040「消防庁舎建設事業」及び、予算書193ページ、説明コード900「常備消防費」の消防指令センター共同運用負担金によるものでございます。詳細は、予算説明資料27ページに記載しておりますが、西消防署庁舎建設事業につきましては、建設工事ははじめ令和7年4月の共用開始に向け、必要な経費を計上しております。また、消防指令センター共同運用事業につきましては、令和8年2月からの運用開始に向け、令和6年度から7年度の2か年での整備予定に伴い、令和6年度分に係る経費を負担金として計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それではただ今補足説明がありました、第9款「消防費」、第1項「消防費」、第1目「常備消防費」、説明コード040「消防庁舎建設事業」につきまして、西消防署建設のスケジュールと西消防署の機能について簡単にご説明いただければと思います。

宮本総務課長 西消防署の建設事業につきましては、現在、実施設計業務をほぼ完了し、現在は敷地造成工事を行っております。敷地造成工事を5月末までに完了いたしまして、4月に入札、7月から建設工事に着手し、令和7年3月の完成、4月の供用開始を予定しております。

田村委員 西消防署にある機能、配備など簡単にご説明いただけますでしょうか。

か。

宮本総務課長 機能といたしましては、屋外訓練スペースとか来客用の駐車スペース、それと感染防止対策として仮眠室を個室化したり、出動準備室などを新たに設けております。

田村委員 配備の車両の台数等は特に変更ないでしょうか。

宮本総務課長 車両の配備台数につきましては、現西消防署に配備しております消防車 1 台、救急車 1 台、指揮車 1 台、積載車 1 台の 4 台で変わりはございません。

重村委員 先ほど 1 点確認ですけど、供用開始は 4 月でいいのかな。宮本さんのほうから 3 月というような数字も出ましたが、僕の聞き間違いだったかな。供用開始は新年度からというふうに事前説明で聞いておりますけど、今の施設から引越し等もあると思うんですよ。ですから、この建物自体の完成っていうのは何月を目指してるのか。3 月末の引き渡しじゃあどう思っても供用開始にならないと思うので。何月ぐらいを目途に新しいほうの建物は完成を目途として目標にしてるのか。確認をお願いします。

宮本総務課長 令和 7 年 3 月末の完成、4 月の供用開始を予定しております。

重村委員 現施設からこれから建設するところへは引越しというレベルになるかと思っておりますけど、多少距離もあるということで、通常庁舎等の場合は引越しの委託業務っていいですかそういったものも計上されるんですけど、今回、新年度のところで全てを終えて供用開始となると、新年度のうちに引越しもされないといけないと思うんだけど、そこら辺りというのはどのように考えてらっしゃるのかお尋ねします。

宮本総務課長 引越し費用については計上しておりませんが、職員で引越し等の運搬作業等を行う予定としております。

重村委員 業務等がある中で特に消防の場合、予定してても災害なり出動する内容の事案があれば夜にやるってわけにもいかないでしょうし、なかなか読めない部分もある中で予算措置がされてないのは大丈夫なのかという思いもちょっとあったんでそこら辺り確認したんですけど。職員の中でやっていくということで確認をいただきました。それで、財源のことを 1 点だけ確認しておきます。3 億 1,220 万円、これについてはこれまでの説明の中で合併特例債、これを財政運営上有利な起債をしてということで、令和 6 年度が期限ということでこの起債をするんだろうと思うんですけど、全額これは合併特例債というふうに認識していてよろしいのか確認をしておきます。

福田財政課長 全額合併特例債で間違いございません。

松岡委員 既存庁舎解体に伴う調査業務というのがありますが、こちらのほうはアスベスト調査ということになるんでしょうか。

宮本総務課長 解体に伴いまして、周辺家屋の調査と現庁舎のアスベスト等の調査になっております。

田中委員 予算書 190、191 ページ、第 9 款「消防費」、第 1 項「消防費」、第 1 目「常備消防費」、説明コード 010「消防職員研修事業」の中の研修開催等委託料 17 万円の内訳をお願いいたします。

宮本総務課長 消防職員を対象といたしましたハラスメント対策研修の開催に伴う経費を計上しております。

重村委員 それでは、消防職員研修事業のところで聞くのがよろしいかと思って確認をするんですが、職員等研修費負担金ということで 219 万 5,000 円ほどあります。これは多分新しい職員の方の消防学校への入校の費用かというふうに推測されるんですけど、令和 6 年度の消防職員の採用について状況、何人採用されるのか。この費用との関連についてご説明をお願いしたいというふうに思います。

宮本総務課長 令和 6 年度につきましては新規採用職員を 2 名採用いたします。初任総合教育の経費といたしまして約 90 万円を計上しております。

重村委員 ごめんなさい、私の理解不足で確認です。2 人新規に採用すると。この 219 万 5,000 円っていうのは先ほど私がちょっと言いましたが、消防学校への入校に必要な経費というふうに考えてよろしいんですね。

宮本総務課長 消防学校への入校負担金及び救急救命士が救急隊員の感染防止対策強化研修のため救急救命九州研修所へ入所する費用と、あとはハラスメント対策研修を行うための経費、これも含まれております。

田中委員 同款、同項、同目です。説明コード 900「常備消防費」の中の消防指令センター共同運用事業についてお伺いします。説明資料は 27 ページになります。これ 3 億 1,356 万 5,000 円なんですけれども、令和 5 年度は共同整備部分と個別整備部分にかかる実施計画書を合わせた金額が予算計上されました。令和 6 年度、7 年度の 2 か年で共同整備されるとありますけれども、ここには個別整備部分の予算も入っているのか一応確認させてください。

鷲頭警防課長 個別整備部分の予算も入っております。

重村委員 新年度のところで 3 億 1,000 万円余りということで、今まで説明を受けてきた中で予算にこれだけかかりますよというのは初めてです。思った以上にこれ予算が伴うなというのが実感なんですけれども、美祢市、下関市、長門市で負担割合を決めてということなんですけれども、例えばごみの一部事務組合であれば人口割であつたりとか、面積割であつたりとか、そういうことで負担割合を決めてるわけです。説明の中では、長門市が負担すべきものをここでちゃんと負担するということなんですけど、この負担割合の決定については、例えば人口っていうのは当然あるんだろうなっていうふうに推測できるんですかね。

こういったものが勘案されての負担割合になっているのか。これを分かりやすく説明をしていただければと思います。

鷲頭警防課長 負担割合といたしまして、均等比率割、人口比率割、面積比率割、基準財政需要額の比率割、それぞれ 4 分の 1 を合計して負担割合を算出しております。

重村委員 ちょっとよく聞き取れなかった。人口割、面積割、それから最後何とか基準 4 分の 1。ごめんなさい。

鷲頭警防課長 基準財政需要額比率の割合です。

重村委員 すいません、再度言わせてしまいました。それで今年度の予算案のところで、予算書でいうと 244 ページに令和 7 年度の債務負担行為も一緒に提案がされております。そこは数字がもっと大きくて 9 億 6,040 万 6,000 円ということで、新年度以上に債務負担行為は大きい額が設定されておりますけど、大まかに新年度、令和 6 年度でやる事業と令和 7 年度でやる事業、簡単にご説明をいただいたらというふうに思います。

花岡警防課長補佐 今年度は契約が終わった後、大体 9 月ぐらいを予定しておりますが、そこから機器の製作であったりとか、その辺が進んでまいります。というところで、期間的には令和 6 年度のほうが事業内容としては少ないというところで経費が少し少ないという状態になっております。

重村委員 新年度、令和 6 年度予算の審査ですけど、令和 7 年度に入るっていうのはあれですけど、債務負担行為が 9 億円幾らあるっていうことは、その事業の内容もある程度、決まっていなくて債務負担行為というのはできないと思うんです。大まかに。だから今、令和 6 年度は今回の 3 億円余りのお金というのは新年度の後半からその機器の製造に着手すると。令和 7 年度の債務負担行為については大まかでいいですけど、どんな事業をするから、この 9 億円何ぼっていうのが算定されてるというような、ちょっと教えてほしいんですけど、それは分かりませんか。

花岡警防課長補佐 その整備の内容については、まだ業者決定もしておりませんし、その進み方というのは分かっておりません。なので期間の中で大体按分をしてこの額を設定しております。

重村委員 あまり令和 7 年度のことになるから、ここでは言うべきではないかもしれないけど債務負担行為で出てくるっていうことは、債務負担行為には 9 億 6,040 万 6,000 円、これはもう人口割とか面積割から出てきた係数を掛けてのこの数字なんだろうけど、それで概略が 30 億円なのか 40 億円か分かんないけど、その金額にこの係数を掛けてのことなんでしょうけど、令和 7 年度に、だから令和 6 年度新年度予算では 3 億円っていうのは、機器の製造に着手していくということでしょう。その次というのはそれじゃあ、それよりも多い金額って

いうのは債務負担行為をするっていうのはどんなことがあるから総額がこのぐらい示されて、その按分がこれになるという、具体的にこんなことを 3 市でやるからっていうのは説明できそうにないですか。

宮本総務課長 債務負担行為の 9 億 6,000 万円につきましては、機器整備に伴います本市の全体の負担額、負担総額でございまして、今年度 3 億 1,000 万円でございますが、来年度は 6 億 5,000 万円ということになります。ですから、先ほど花岡警防課長補佐が申し上げましたとおり、今年度は機器の製作になりまして、来年度はその続きで指令室の整備であつたりとなってきます。

早川委員 予算書 193 ページ、説明書のほうは 28 ページ、第 9 款「消防費」、第 1 項「消防費」、第 2 目「非常備消防費」、「消防施設等整備事業」の消防機庫等整備事業について伺います。これ通分団の老朽化に、部隊を 1 つにして旧公民館の跡地に消防機庫を建て替えるための実施設計業務で 250 万 1,000 円というところで上がっているんですけども、この設計というのは地元の通の方は、通の方だけで消防団員さんがいるわけでもなく、仙崎のほうとか深川のほうから消防団員さんが駆けつけるっていうこともあるので、以前、通の方からはシャワーとかっていうのは、通の方は言われないんですけど、やっぱり駆けつける方のほうから、団員さんのほうからそういう要望等を聞いているんですけども、この実施設計のところではどういう設計のされ方をするのか教えていただけますか。

宮本総務課長 団員数及び配置する車両台数に応じた規模の機庫に必要な設計につきまして検討していく予定としております。

早川委員 今の説明だと団員数の規模で、いろいろな希望するものっていうのは、入れていただくことはできないんですか。この設計の段階ではどうなんでしょうか。

大村総務課長補佐 消防本部の消防団の機庫に関する標準仕様に基きまして、実施設計をする予定なんですけれども、その中には待機室とか車庫とか流しとかトイレとかガスコンロぐらいで、その仕様に沿って計画していく次第でございます。シャワーとかは難しいと思います。

重村委員 それでは関連で、実施設計業務は新年度ということで、実際に機庫が建つのは令和 7 年度ということですのでよろしいですか。

大村総務課長補佐 機庫建設予定といたしましては、令和 7 年度を予定しているところでございます。

田村委員 それでは予算書 193 ページ、第 9 款「消防費」、第 1 項「消防費」、第 2 目「非常備消防費」、015「消防団運営事業」についてお尋ねいたします。消防団員報酬ですけれども昨年より 158 万 1,000 円減額をしております。率にして 9.3%のマイナスということですけども、この減額の理由をお願いいたし

ます。

大村総務課長補佐 今までは予算を組み立てるときに条例定数の 1,070 人で予算計上していたんですけれども、人数も今現在 927 人ということで減少してきたということで、1,000 人で消防団員数報酬を算定して計上した結果となっております。

田村委員 1,070 人の想定が 927 人というところで、1,000 人で算定をしたというところだったんですけれども。また今後、現状 927 人ということですから、1,000 人を目指して消防団員を募集していかれるというようにされてるんでしょうか。

大村総務課長補佐 消防署といたしましても団員の確保は重要な課題だと思っております。今現在ですけど、市の広報やケーブルテレビなど広報媒体を用いまして、団員募集をして、しっかりと団員確保していきたいと思っております。

重村委員 説明資料は 28 ページです。第 2 目「非常備消防費」、「消防施設等整備事業」で小型動力ポンプ付積載車整備事業ということで、消防団の車両を年次的、計画的に更新作業されて、年に大体 2 台ずつというケースが多いのかなと思います。新年度も 2 台ほど分団のほうに配置するということで計画が出てます。以前私、予算委員会の中で、仕様が一緒に 2 台同時購入されてて、どっちが良いか分からないけど、1 台ずつの入札というのでも検討されてみてはどうかという提案をさせていただいたと思います。今回予算を見ると、金額が違うところを見ると仕様が若干違うのかなというふうにも思っておりますけど、入札についてどのような見解を持たれているか確認をさせていただきます。

大村総務課長補佐 入札につきましては先ほど重村委員がおっしゃったように、仕様が違いますので別々に入札を行う予定としております。また、1 台ずつ入札を行ったほうが安くなるのではないかとというご質問がありましたけれども、こちらにつきましては業者に確認をしたところまとめて購入したほうが安価だということで回答をいただいております。

重村委員 反論するつもりはないんですけど、いやそれはそれでいいですよ。だけど僕は 1 台ずつのほうが、2 台は極端に言うと、業者にとってですよ、2 台を受けられないけど 1 台なら受けられるっていうことが僕はあるんじゃないかなって思うわけですよ。そうすると、入札業者の数も増えるだろうし、そこで競争性が生まれる。だから配備予定もあるからこういう車っていうのは確かに入札して実際に製品を受け取るまでに時間もかかります。だからそこらあたりはもうお任せもいたしますし、安いと思えばそちらでいいと思います。競争性とかを担保する意味では 2 台は受けられるけど 1 台は受けられるという業者は私は必ずいらっしゃるというふうに思いますので、そこらあたりも含めて今後の事業に生かしていただきたいというふうに思います。

田中委員 194、195 ページ、第 9 款「消防費」、第 3 目「消防施設費」、説明コード 900「消防施設費」です。消火栓等新設改良費負担金 976 万円について、この改良新設する場所というのはもう決まっているのかお伺いします。

鷺頭警防課長 現在のところ、新設消火栓の設置工事 2 箇所と既設消火栓の取替工事 8 箇所を予定しており、既設消火栓の取替工事については、上水道の布設替えに伴い、水道局が実施するものです。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般にわたりご質疑はありませんか。

重廣委員 それでは消防長にお尋ねをいたします。新規採用 2 名とそして今、いろいろありました中で、消防団員自体の人数も減ってきている。それが現状ではないかと思います。いざというときのための消防署、消防団という気持ちがあるんですが、退職者もいません。ですから 2 名増えるということは、全体として 2 名増えるんじゃないかと思いますが、今の体制で十分やっていけるかどうか。本当は少しもう少し増やしたいとか、そういうのがあればちょっと現況をお伺いしたいと思います。

岩本消防長 消防職員の人数につきましては、今現在、先ほども令和 6 年度の当初予算案で上げておりますけど、共同運用を行うにあたって、今後、指令員を派遣するようになると思いますが、その人数も今協議しているところでございます。またその人数等によって、残る人数とかによって、また警備力の差も出てくると思います。また、近年、育児休暇とかそういったものの取得とかもありますので、そういった面も含めて今数値については適正な人員配置については検討しているところでございます。

重廣委員 私はなぜこういうことを聞くかと言いますと、消防指令センターというのが下関市ですよね。ゼロというわけにいかない、誰か、何人か派遣されるんじゃないかという心配はあります。それによってやはりこちらのほうが手薄になると言いますか、人数が少なくなるんじゃないかと、そういうこともありますので、ぜひ今年は 2 名ですけど来年はいろいろ考えられましてその次は 5 名入れるとか、そういうことは早めに判断されたほうがいいんじゃないかということこの質問をさせていただきました。

吉津委員長 今一度、消防本部所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:01 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

吉村三隅支所長 三隅支所所管の令和 6 年度当初予算につきましては、予算書及び予算説明資料に記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

松崎日置支所長 日置支所所管の令和 6 年度当初予算につきましては、予算に関する説明書及び予算説明資料に記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

平岡油谷支所長 油谷支所所管の令和 6 年度当初予算につきましては、予算書 90、91 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 13 目「油谷支所費」、事業コード 025「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」は、当初予算説明資料 8 ページに記載のとおり、油谷支所新庁舎及び複合施設の整備経費、そして、新庁舎完成後の仮庁舎から新庁舎への移設・移転経費を計上しています。なお、事業費の大部分を占めます庁舎等整備工事の主なものとしましては、建築工事が 5 億 64 万 3,000 円、電気設備工事が 1 億 1,220 万円、機械設備工事が 9,142 万 1,000 円となっており、支所庁舎及び複合施設の完成は、現時点、令和 7 年 1 月末を見込んでおります。その他については、特に補足説明するものはございません。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、それぞれに同じことをお尋ねいたします。予算の内訳のことではないんですけれども、令和 6 年度にあたりまして、それぞれの支所の運営方針、運営計画であったりとか、現在のところで考えられてることがあればお願いいたします。

吉村三隅支所長 三隅支所におきましては、引き続き市民が主役の地域活性化事業に取り組むとともに、所管する三隅斎場、それからごみ収集の直営事業等を引き続き行ってまいるところでございます。

松崎日置支所長 日置支所につきましても、市民が主役の地域活性化事業を重点施策として引き続き取り組んでまいりますとともに、支所におきましては、地域の身近な窓口として市民サービスの向上につながるように取り組んでまいりたいと思っております。

平岡油谷支所長 油谷支所につきましては、令和 6 年度支所と複合施設の工事に入っていくというところで、これにつきましては、令和 6 年度末完成が大前提ということですので、それに向かって目標に向かってやっていきたい

というところと、あと今、当然解体工事それから建築工事の安全面、それも重要になってくると思いますので、その辺りも十分支所として気をつけていきたいと思っております。最後に、市民が主役の地域活性化事業、これにつきましてはもともと基本的なところではございますけれども、地域からの要望というのを丁寧にしっかりお伺いして、それからスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

田村委員 すいません。ちょっと聞き方が悪かったかもしれません。どのような計画をこの予算に反映されたかということをお伺いしたかったというところがあります。ご説明いただきましてありがとうございます。

重村委員 それでは今、油谷支所長のほうから少し触れられましたけど、油谷地区小さな拠点づくり推進事業について伺います。補足説明で完成が令和 7 年 1 月末を見込んでいます。その後引越して新年度内にはすべてが完了するという、古い庁舎の解体があるでしょうけど。それで、現時点で言うと繰越ありきの合併特例債は駄目だよということで、急遽令和 6 年度末までに繰り越さないようにということで、今事業を進められてると思いますけど、3 月で解体が終わった後に入札の準備をもうされてるかもしれないですけども、非常に工事の進捗、あとは天気とかも関係してくるのかもしれないですけど、来年の 1 月末までに本当に複合施設と庁舎がすべて完成するのかなっていうのは非常に不安を覚えるところがあるんですけども、当然それは入札のときには令和 7 年 1 月未完工のこと、これがもう入札の最低条件に入ってくるというふうに思いますけれども、担当する課としてこれは起債の関係もあって絶対に口が裂けても 1 月末には完成させるんですということに進むとは思いますが、あまりにも僕はこの事業の工事期間というのが非常に短くなるっていう思いがあるんです。ひょっとして入札でも成立しなかったりとかしたら、とんでもないことになるのかなという思いはあるんですけど、支所長としては来年の 1 月末の完工で大丈夫だと、問題ないということのご認識なのか、改めてちょっと確認をさせていただきます。

平岡油谷支所長 工事関係、建築工事、電気設備、機械設備工事につきましては、入札の公告のほうに入っております、一応 3 月が入札予定となっております、予定でいきますと工事のほうは 5 月の上旬から約 270 日間というところで令和 7 年 1 月末ということは今考えておまして、現時点その予定で令和 6 年度内には完成するというふうには思っております。

西村委員 油谷支所長さんにお伺いしたいんですが、予算書の 91 ページ、市民が主役の地域活性化事業に 260 万円予算が組んであります。施設維持補修工事の内訳をお伺いいたします。

大田油谷支所主幹 施設維持補修工事につきましては、赤線の補修とか災害の

対応を予定しておりまして、昨年度に比べて 80 万円ほど増額しております。

重村委員 それでは再度、拠点づくりのところに戻ります。1 点だけです。財源内訳の中に市債 6 億 8,130 万円というふうに起債が予定されてます。これも市長のお約束どおり合併特例債の起債ということでよろしいですか。

平岡油谷支所長 全額合併特例債でございます。

松岡委員 予算書 89 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 12 目「日置支所費」の中で、施設整備工事が 510 万 6,000 円とありますが、この内訳を教えてください。

宮本日置支所長補佐 施設整備工事 510 万 6,000 円につきましては、日置支所事務室の空調設備を更新する予算を計上したものでございます。日置支所の空調設備につきましては、経年劣化による不具合が生じていることから、令和 5 年度 4 部屋の設備を既に更新したところでございます。日置支所の空調設備は平成 13 年度に設置した設備であり、故障した際に業者に確認を依頼したところ、同空調設備は製造から 20 年が経過していることから、部品の製造、供給を停止しているため、修理ができないと回答がありましたので、動力源は電気をそのまま採用して更新しました。令和 6 年度につきましては、更新していない事務室の空調設備を更新する予算を計上しております。なお、未更新の空調設備につきましても老朽化していることから、年次的に更新する予定でございます。

松岡委員 未更新の部分というのは、あとどれぐらいある、また何年ぐらいかかるとお考えでしょうか。

宮本日置支所長補佐 令和 6 年度が今、事務室の空調更新を想定しておりまして、令和 7 年度につきましては、集団検診室及び多目的フロアの更新を行いまして、全て完了する予定でございます。

松岡委員 今、不具合がある残りの 2 室っていうのは運用上問題とか、うまく使えないとかそういうことはございますか。

松崎日置支所長 令和 7 年度に予定しております集団検診室、多目的フロアにつきましては現状、運用等を工夫しながら対応できている状況でございます。

重廣委員 同じ 89 ページなんですけど、同款、同項の第 11 目「三隅支所費」について、説明コード 900 の一番下から 3 番目ですか、施設維持補修工事 999 万円。ちょっと微妙な数字なんですけど、これについての内容と内訳について伺います。

吉村三隅支所長 施設維持補修工事につきましては、三隅支所の空調設備の老朽化により、全般的に故障が生じておりますので、令和 3 年度から計画的に取替工事を行っております。令和 5 年度までに事務室の一部と執務室、それと集団健診室等の室外機 8 台と室内機 21 台の撤去改修を行っておりますが、令和 6 年度につきましては三隅支所に併設しておりますデイサービスセンターの室外

機 2 台と室内機 7 台の撤去改修を予定しているものです。

重廣委員 先ほど説明がありました日置支所と同じような内容なんですよ。そのときに項目といたしまして、三隅さんは施設維持補修工事になってますよね。日置のほうは施設整備工事というふうになってるじゃないですか。その違いって何かあるんですか。

松崎日置支所長 日置支所におきましては、この度施設整備工事に計上した理由といたしましては、今回の空調設備の更新については空調設備の機器と冷媒配管工事等を計画しているということから、一式の更新ということで、施設維持補修工事ではなく、施設整備工事において計上したところでございます。

田中委員 予算書 80、81 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、説明コード 600「その他事業」についてお伺いいたします。この事業に関連されている支所も答弁お願いいたします。ここに関わる各支所の金額と内訳、それと実施内容などをご説明いただければと思います。

吉村三隅支所長 それでは、その他事業の内訳につきましてご説明いたします。その他事業につきましては、各地区のふるさとまつりの開催費の補助金といたしまして 421 万円計上されております。三隅支所分につきまして 241 万円でございます。その内訳につきましては、みすみふるさとまつり開催費補助金が 180 万円、それから湯免温泉まつり開催費補助金が 55 万円、三隅上地区ふるさとまつり開催費補助金が 6 万円となっております。

大石日置支所主幹 日置支所ではその他事業につきましては、日置ふるさと祭り開催費補助金といたしまして 180 万円を予算計上しております。日置ふるさと祭りにつきましては、例年 11 月の第 2 日曜日に集客人員約 4,000 人を見込み開催をしており、令和 5 年度につきましては、4 年ぶりにコロナ禍以前と変わらず盛大に開催することができました。補助金につきましては令和 5 年度と同様の 180 万円を計上しており、内訳は会場設営費に 100 万円、イベント経費等に 80 万円でございます。

田中委員 1 点確認なんですけど、令和 5 年度は油谷支所さんもこの事業関係されていたんですが、今年は油谷支所さんのほうはこの事業を予算化されてないんですけれども、その事情が何かおありでしたらご説明願います。

平岡油谷支所長 油谷地区のふるさとまつりの開催につきましては、令和 5 年度も開催はしていないんですけれども、これにつきましてふるさとまつり実行委員会のほうで令和 5 年度の開催について協議をしたんですけれども、その結果、令和 5 年度は開催しないという中で主な理由としましては、まつりの運営関係のマンパワー不足、それから油谷地区でもまちづくり協議会が複数立っておりまして、まつりを中心にメインの行事として取り組んでおられまして、まつりも多い中で油谷地区全体のまつりが必要かどうか、そういったところが出て

おりまして、ふるさとまつりの実行委員会のほうで一旦ちょっと立ち止まって令和 7 年度の新庁舎ができるまで、当面は検討していこうということになりましたので、令和 6 年度予算の要求のほうは上げておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:24 —

— 再開 10:25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

松永会計管理者 それでは会計課所管につきまして、補足説明を申し上げます。金融機関において、新年度 10 月から、他行への振込手続きの際、内国為替制度運営費の支払いが発生し、その経費を市が負担することになるため、役務費手数料について令和 5 年度当初予算よりも 114 万 3,000 円の増額となっております。また、DX 化の推進といたしまして、支払明細配信サービス事業及び電子請求システム導入事業を開始するため、その経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 ただ今補足説明にもありましたけれども、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 4 目「会計管理費」の 900「会計管理費」であります。手数料 904 万 2,000 円が計上されておりますけれども、今回から手数料の支払いが発生する理由についてお尋ねいたします。

松永会計管理者 国内のほぼ全ての金融機関において、他行への振込手続きは全国銀行データ通信システムを通じて行っております。新年度 10 月から金融機関はその経費として、内国為替制度運営費を支払うこととなり、それを市が事務手数料の一部として負担するものです。あわせて、指定金融機関が振り込む際の事務手数料も見込んでおります。

田中委員 今おっしゃった手数料なんですけれども、昨年度の予算よりは増額されてるんですけれども、やっぱり年々利用者が増えてきていることと受け取ってよろしいのでしょうか。

松永会計管理者 今回の増額については、先ほど申し上げました内国為替制度

の運営費ということでございまして、特に利用者の増というのは見込んでおりません。

松岡委員 システム等導入・更新委託料というのが 74 万 3,000 円入っておりますが、先ほどのような説明では DX 化の推進として支払明細サービス及び電子請求システムを導入ということですが、これスマート市役所とかそういうのを今 DX 化として市としては行われておりますが、それと関係したシステムになるという認識でよいのでしょうか。

君川会計課長補佐 ただ今言われた DX 化っていうところでありますけれども、この支払明細の配信サービスにつきましては、会計事務独自のシステムということになります。内容といたしましては、会計課からの支払通知、今現在はがきで行っておるところであります。これをデジタル化するということを計画しております。その支払明細サービスのシステム導入費用になっております。内容的には、会計課が支払明細の内容をインターネットで支払明細配信サービスのサイトに登録いたしまして、事業者がこれをサイト上からアクセスし、照会をするという内容になっております。

松岡委員 今の説明だと事業者がサイト上で見れるようにするというものでしたけれども、市民の方はスマホとかパソコンから連絡が来て見ることができるということでよろしいですか。

君川会計課長補佐 支払明細の通知につきましては、全振込に対して今現在行っているものではありません。複数の支払い等が同時に発生する事業者等にこの支払明細を送付しているところであり。今後、デジタル化を推進しまして今のシステムを導入した後も、基本的には現在の支払通知書を差し上げている事業者には配信サービスを実施するものであります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、会計課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了いたします。次に、選挙管理委員会事務局について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

増田選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 第 2 款「総務費」、第 4 項「選挙費」です。令和 5 年 3 月 4 日の総務民生分科会におきまして、運動用のビラの公費負担につきましてはご答弁の中で「令和 7 年 4 月執行予定の市議会議員選挙からの実施に向け、市長選同様、

選挙ビラを公費負担することとしている」との答弁がございましたけれども、運動用ビラの公費負担はどの項目に反映をされているのでしょうか。

増田選挙管理委員会事務局長 市議会議員選挙は令和 7 年 4 月の執行予定であるため、公費負担につきましては令和 7 年度当初予算で計上の予定でございます。その際の予算費目といたしましては、第 2 款「総務費」、第 4 項「選挙費」、第 11 目「市議会議員選挙費」、第 18 節「負担金、補助及び交付金」となります。

重村委員 それでは同じところですか。第 11 目「市議会議員選挙費」です。先ほど局長のほうから説明もあったように、市議会議員の任期満了による選挙は令和 7 年 4 月に執行予定です。令和 6 年度のところで、この選挙費として特に業務委託料 400 万 4,000 円が上がってきております。年度の切り替えの時期で多分いろいろあるかと思いますが、この説明と、それから令和 7 年度にすでに債務負担行為ということで選挙費が上がってきております。これについてご説明をお願いしたいと思います。

増田選挙管理委員会事務局長 400 万 4,000 円の委託料につきましては、ポスター掲示板作成業務の経費となっております。なお、債務負担行為を設定しておりますものにつきましては、ポスター掲示場の設置保守及び撤去業務となっております。

重村委員 それでは新年度のところで上がってきている業務委託料 400 万 4,000 円については、本当は新年度の事業ではありますけれども、令和 6 年度のところでもう予算を計上しておかないと、だから 3 月末ぐらいから看板の設置とか入札もあるかもしれませんが。そういった関係で予算措置しているということでしょうか。

増田選挙管理委員会事務局長 委員ご指摘のとおりでございます。

田村委員 第 2 款「総務費」、第 4 項「選挙費」、第 2 目「選挙啓発費」です。予算書 103 ページになります。選挙啓発費に 13 万 8,000 円計上されております。これは昨年と同様ですが、どのような内容に計上されているのかをお尋ねいたします。

増田選挙管理委員会事務局長 主なものとしては、毎年、市内小・中学校の児童・生徒から明るい選挙推進・啓発のためのポスター・習字・標語の募集を行っております。当該予算、消耗品費につきましては応募者に対し参加賞を配布するため予算計上しております。なお、優秀作品につきましては啓発活動の一環として、市役所 1 階市民ロビーで展示を行っております。

田村委員 内容については例年通りというところだと思いますけれども、この選挙啓発を行う目的について、どのようにお考えかお尋ねします。

増田選挙管理委員会事務局長 投票率向上という目的もあるかと思いますが、まずは市内小学校、中学校の児童・生徒に選挙というものがどうい

のなのか等を含めて周知しておるところでございます。

田村委員 これまでの活動がどのような投票率の向上につながっていったという認識でいらっしゃるのかというところを最後に確認させてください。

増田選挙管理委員会事務局長 選挙啓発によって投票率向上につながっているとかっていうのはちょっとお答えしにくいところがございますが、選挙管理委員会としましては、選挙時において市広報、市ホームページ、ほっちゃテレビ、音声告知端末などを通じて選挙の周知、啓発等を図っていきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会所管の審査を終了いたします。次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

増田監査委員事務局長 監査委員事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 50 分からといたします。

— 休憩 10:37 —

— 再開 10:50 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議会事務局所管分につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。次に、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、総務課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。予算書 72 ページから 73 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」の説明コードが 035 でございます。「新市誕生 20 周年記念事業」につきましては、予算説明資料 5 ページに記載のとおり、新市誕生 20 周年を記念いたしまして、市町合併後の 20 年間を振り返り、さまざまな出

来事を思い出とともにまとめるとともに、ふるさと長門の良さを市民の皆様に再認識していただくため、市ケーブルテレビで放送する記念番組の制作に要する経費を計上いたしております。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

早川委員 今坂野部長のほうからご説明があった新市誕生 20 周年記念事業についてお尋ねいたします。この番組制作委託料の委託先というところと、あと番組っていうとどういう番組を想定されてるのか、ちょっと詳しく説明いただきたいなと思います。

椎葉総務課長 まず、番組自体についてはまだ正式に具体的な詳細というのは確定しておりませんので、業者の選定方法についてはまだ現時点では決定しておりませんので、市内では映像制作事業者等もございますので、そういった中から詳細が決まりましたら、その中から決定していくようになるかなと考えております。番組につきましても、現時点ではまだ詳細が確定しておりませんが、先ほど補足説明でもございましたけど、想定としましては合併後 20 年間にこれまで撮影された映像などを用いるということを考えておりますので、今後具体的には庁内でワーキンググループ等を組織しまして、その中で協議検討、それとあと委託業者が決まりましたらそちらのほうからのアイデア等も踏まえて決定してまいりたいというふうに現時点では考えております。

早川委員 この 20 周年記念事業はこの番組を作るだけでしょうか。他には考えられないんですね。これプラスアルファとか今後ありますか、そういう計画は。

椎葉総務課長 当初予算に計上しておりますのは、この記念番組の制作の委託料ということになります。あと来年度実施されますいろいろなイベント等があるかなと思いますので、そういったところに冠 20 周年記念ですとか、そういったところをつけていただくとか、そういったことも考えてはおります。

重村委員 この事業の概略は分かりました。説明資料によると、ケーブルテレビで番組放送するための映像というふうにされてますけど、ケーブルテレビで放送するのならほっちゃテレビに依頼したのが一番ストックされてる映像から画像からあるから一番いいのかなと思うんですけど、そこらあたりは公平性を持って業者を選択したいということですから、それはそれでいいと思います。ケーブルテレビの放送だけで終わるのか、そこらあたりの考えっていうのはちょっとはつきり聞かせてもらっていいですか。

椎葉総務課長 この委託の中で番組制作になりますけど、あとはメディアを作りましてそういったものを、例えば各学校ですとか、あと図書館なりとかそういったところで広く見ていただけるとか貸し出したりとかして、そういったことも今ちょっと検討はしております。

重村委員 せっかく 20 年を記念してこの歩みを作るわけですから、要所要所の時代の背景とともに起こった案件であるとか、思い出に残るものというのがピックアップされてくると思うんです。私はケーブルテレビだけの放送では非常にもったいないなと思ひまして、例えば 5 分にまとめた概略版なんかを作って、やっぱり市民も新市の誕生からいろいろ賛否両論あったけど 20 年経ったんだということで、いろんなところに私は配信されるべきだっていうふうに思っていて、例えば俵山地区であれば総会の前に当然時間ぴったり皆さん来ない。10 分前に実は 20 年の振り返るデータがあるから一緒に見ようよというようなことだって、私はコミュニティを作っていくときってというのはそれが必要じゃないかなって思っていて、ぜひほっちゃテレビで放送するだけじゃなくて、子どもたちについていうのもありますけど、全市民が概略版だけど私は 1 回見たよと、時代が変わったねっていうことを認識する意味でも、ぜひ大いに活用を模索していただきたいというふうに思います。ご答弁がありましたらお願いします。

椎葉総務課長 今委員からご意見いただきましたので、そういったことも踏まえて、やはり広く周知しまして 20 周年の機運を醸成していくっていうのは必要かなと思いますので、そういったこともいろいろ今後、庁内のワーキンググループを組織しますので、そちらのほうで検討してまいりたいと思います。

重廣委員 庁舎内でワーキンググループを作ってこれからであると。内容はあまり定かではない、業者も決まってないということですけど、この今委託料と書いてありますよね。算出根拠をお願いします。

椎葉総務課長 番組制作に係る撮影費ですとか編集の費用、あと先ほど申しましたメディアを作成する費用、そういったものを含めまして今こちらの 99 万 3,000 円ということで計上させていただいております。

田村委員 それでは第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、予算書 73 ページです。001「職員人件費」から退職手当なんですけれども、今回特別職の退職手当 672 万円計上されております。この算出根拠をお願いいたします。

椎葉総務課長 来年度の特別職の退職につきましては、教育長が 3 年の任期満了となりますので、教育長の退職手当になります。これにつきましては教育長の月額給料が 56 万円になりますので、これの 48 か月のあと調整率を 0.25 掛けるようになりますので、それで 672 万円ということになっております。

田村委員 それでは同じく 73 ページ、010「職員研修事業」についてお尋ねいたします。昨年度に比べまして減額をしておりますけれども、この理由についてまずはお尋ねいたします。

椎葉総務課長 職員研修事業につきましては全体としては減額となっておりますが、これにつきましてはこの事業の中で研修派遣の職員に係る経費も計上し

ておりまして、そちらのほうは令和 5 年度は派遣職員の入れ替えがありましたので帰任旅費ですとか赴任旅費、そういったものを計上しておったんですが、令和 6 年度につきましては今のところ派遣職員の入れ替え等はございませんで、そのまま派遣職員は継続されることを予定しておりますので、帰任ですとか赴任等の旅費、こういったものが生じないことからその分が減額となっているところでございます。

田村委員 減額の理由については分かりました。それでは、令和 6 年度につきまして、この職員研修ですけれどもどのような内容に重点を置くのか、担当課のお考えをお伺いいたします。

椎葉総務課長 研修につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画を作っておりまして、今度令和 6 年度からまた新たに令和 8 年度までの 3 か年の計画を作る予定にしております。複雑化・高度化する行政ニーズに応えるためには限られた人材を最大限に活用して、課題解決をする必要があると考えておりまして、来年度以降実施する研修につきましては、職場における実務研修、それとあとセミナーパーク等における研修、自己啓発等を適正に組み合わせることで、総合的な人材育成に努めていくことを基本としつつ、やはり時代の流れといいますか、デジタルの力を活用して、業務の見直しを進める職員であったり、多様な主体と連携、協働し、地域の課題解決に取り組む職員の育成を目指すために職員のデジタルリテラシーを高める研修ですとか、市民協働研修等、こういったものを中心に取組んでいくというふうに考えております。

田村委員 それではハラスメント防止やアンガーマネジメント等の研修や啓発につきましても、この事業の中で行われる予定でしょうか。

椎葉総務課長 ハラスメント研修につきましては、毎年講師の方をお招きして実施しておりますので、来年度も実施する予定となっております。それとアンガーマネジメントにつきましては、今のところ予定しているものはございません。

田村委員 それから、昨年度の答弁だったんですけれども「職員のメンタルケア等につきましては、外部講師を招き、知識・技術の習得、意識の改革、マネジメント能力の向上等を目指して研修を実施する」というふうに答弁をされておりましたけれども、この新年度、職員のメンタルケアについてもこの事業の中で行われるのでしょうか。もし、この事業の中で行われるようであれば、具体的にお願いいたします。

沖村人事班長 職員のメンタルヘルスに関しましては、メンタルヘルス研修ということで、この研修事業の中に盛り込んで実施をしております。それと併せまして令和 5 年度に予算計上させていただきました職場環境改善アドバイザーというものを設置しておりまして、この予算につきましても令和 6 年度に計上いたしまして、職員のメンタルケアのサポート等を実施していきたいというふう

に考えておるものでございます。

田中委員 同款、同項、同目であります研修開催等委託料が令和 5 年度より増額になっております。この理由をお伺いいたします。

椎葉総務課長 研修開催等委託料の増額につきましては、先ほどの答弁でも触れましたが、来年度につきましては高年齢職員のキャリアプラン形成のための研修、それとあと人事評価の評価者のスキルアップを図る研修、職員のデジタル技術を適切に理解して活用するスキル、デジタルリテラシーの向上を目指す DX 研修、こういったものを新たに予定しておりまして、そのため増額となっております。

田村委員 それでは、予算書 75 ページ、説明コード 900 になります。先ほどの答弁でも少し出てきましたけれども、業務等委託料 23 万円です。職場環境改善アドバイザーについてでありますけれども、令和 5 年度から職員が働きやすい職場環境への改善を図ることを目的として、これは設置されております。専門的な知識を有する方に相談できる体制を整えることとしているということですが、初年度の効果をどのように見ておられて、次年度の予算計上につなげられたのかお尋ねいたします。

椎葉総務課長 今、委員ご案内がありましたように、こちらの事業につきましては令和 5 年度から取り組んでいるところでございます。現時点での相談の実績としましては延べ 6 人の方が相談についてご利用があったところでございます。委託の内容としましては令和 6 年度も継続して実施する予定ですが、こころの健康相談日を 2 か月に 1 回、あと職員に対するメンタルヘルスケアのサポート、メンタルヘルス不調者の職場復帰のサポートなど、カウンセリング等の心理技法等を用いまして、引き続きケアに取り組むこととしております。相談の実績等もございますので、一定の効果はあったのかなというふうには考えておりますので、来年度も引き続き、メンタルヘルスのケアに対応していきたいというふうに考えております。

田中委員 この事業なんですけど、2 か月に 1 回、こころの健康相談日というのを設けられて行われていると。このアドバイザー派遣事業は地方公務員安全衛生推進協会のほうから来られているのかなと思ってるんですが、それは間違いないですか。

沖村人事班長 この職場環境改善アドバイザーにつきましては、現在受託をされております公認心理師の方がいらっしまして、この方は宇部フロンティア大学のほうからお越しいただいております。

田中委員 これ、ご自身が少し自覚があってアドバイザーのところにカウンセリングを受けたいなという形で受けられれているのかと思いますが、周りが気付かれて、ちょっと疲れてるんじゃないかと、1 回カウンセリングを受けたらど

うなのかというような庁舎内で環境というのは整っていると思われますか。どうですか。

椎葉総務課長 この制度につきましては、今年度から始まったところではありますので、2 か月に 1 回の相談日等も定期的にお知らせはしておるところなので、大分周知はできているのかなと思います。やはり周りの職員から見たときに、やっぱりちょっとおかしいなとかって気付かれる場合もありますので、そういったときにはこちらを利用していただくとか、そういったこともしていただいておりますので、今後についても職員、周りが気付けば、こういったことを積極的に利用していただきたいなというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:08 —

— 再開 11:09 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、企画政策課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。予算書の 76 ページから 77 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」の説明コード 030「シティプロモーション事業」につきましては、予算説明資料 5 ページにも掲載しておりますが、本市の多様な地域資源を活用した戦略的プロモーションに取り組むことにより、本市の魅力と知名度の向上を図るため、ながとフードアンバサダー「タサン志麻さん」のネームバリューを活かしたプロモーションやメディアを活用したプロモーションを行うための経費を計上しております。続きまして、予算書の 78 ページから 79 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」の 040「定住促進対策事業」につきましては、予算説明資料 5 ページに記載のとおり、本年度は積極的なプロモーション活動により、本市の知名度拡大と新たなファン獲得による移住者の増を目指す情報発信事業などの経費を計上しております。最後になりますけれども、予算書 80 ページから 81 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」の 060「地域おこし協力隊設置事業」につきましては、予算説明資料 5 ページに記載のとおり、隊員の確保やミスマッチの解消に向けたインターンの取組に係る経費などを計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 ではまず 74、75 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」、説明コード 010「広報紙発行事業」なのですが、これの印刷製本費の増額について理由をお伺いします。

岡本シティセールス推進班主査 増額の理由としましては、広報紙の印刷単価の増額によるものでございます。印刷部数は今年度 1 万 5,700 部から次年度 1 万 5,500 部に見積もっておりますが、カラー単価が 3.2 円から 3.7 円の 0.5 円増、2 色単価については 2.1 円から 2.4 円の 0.3 円増と見積もり段階では増額していることから、前年比 155 万 9,000 円の増となっております。

田中委員 では 76、77 ページ、同款、同項、同目、説明コード 015「インターネットによる情報発信・収集事業」です。これ昨年と見比べますと、業務委託料がなくなっております。この理由についてお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 動画作成委託料として今年度まで計上しておりましたが、シティプロモーション事業費の委託料内で動画作成の依頼ができること、簡易的な動画や SNS 投稿ならば、職員がスマートフォンで作成が可能です。そのため予算を減額させていただきました。

田村委員 インターネットによる情報発信、情報収集とありますけれども、事業の中で行う収集の内容と目的についてお尋ねいたします。

小笠原企画政策課長補佐 市の公式 SNS 等で情報を発信しておりますけれども、その中でこういった方が SNS を見られているのか、こういった層が見られているのか、そういうところで情報を収集しております。それはやはりニーズに合った情報発信をしていく上で重要かと思っております。

田村委員 その集められた情報は、長門市民の方だけでなく SNS をご覧になる全ての方ということですね。集められた情報について、どのような情報発信に今後活用されていくのかについてお尋ねいたします。

小笠原企画政策課長補佐 SNS、長門市は公式のフェイスブックとインスタグラムを主に行っております。2 つの特性がございまして、今年春に JAL の職員の方から研修を受けたんですけれども、やはりフェイスブックにはフェイスブックの作り方、インスタグラムにはインスタグラムの作り方があるよというふうに説明を受けておりまして、今年からフェイスブックとインスタグラムに載せる内容を少し変えております。それによってこういったニーズがあつてこういった人が見ているかというところを今確認しているところです。

田村委員 議場での市長の一般質問の答弁でもインスタグラムの情報発信の活用を力を入れていくというようなことが述べられていたと思いますけれども、この情報収集による結果を受けてというところでしょうか。

小笠原企画政策課長補佐 市長の答弁でそういった形で行っております。確かにどういった内容にどういった反響があるのかというところは現在試行段階ですけれども、少しずつ使い方が分かってきておるところでございます。

田中委員 同款、同項、同目、説明コード 030「シティプロモーション事業」、621 万 7,000 円についてお伺いいたします。この中の業務委託料について、まずご説明をお願いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 業務委託料は、今年新規なんですけれども九州北部主要メディアを利用したプロモーション業務委託料です。福岡に本社を置くテレビ放送局などに長門市のプロモーション業務を委託するもので、細かい内容はプロポーザルによって決定するんですけれども、テレビやラジオなどのメディアを通じて多くの人に長門市を PR し、認知度の向上を図るといったところが主な内容です。

田中委員 それはそのイメージでいいますと長門市のマネジメント、営業をどなたかがしてくださるという解釈でよろしいですか。

小笠原企画政策課長補佐 主な内容はプロポーザルによるんですけれども、私どもの考え方としては番組制作を行っていただくという形になります。

田中委員 説明資料ではメディアの売り込み強化とありますが、ここに関してプロポーザルとおっしゃったんですけれども、他に具体的に何かございましたらお聞きしたいのと、そのメディアで売り込んだのはいいんですが、その後それが市内の商品購入につながったり、市内に訪れてもらうということにつながったりというところの考え方というのを伺いしたいと思います。

小笠原企画政策課長補佐 例年、シティプロモーション班ではメディアキャラバンを行っております。メディアキャラバンでは福岡市、北九州市、広島市、大阪市のテレビ局及び新聞社、雑誌社、またテレビ局に情報提供を行う都内のリサーチ会社等に出向き、長門市の PR を行っておりまして、次年度以降も同様に行う予定にしております。そして今回、先ほどご説明しましたが新規事業につきましては、従来のメディアキャラバンとは違い、確実に放送がある。意図的に内容や時期を指定できることがメリットというふうに考えておりまして、これまではメディアに売り込んだとしても、なかなか取り上げられることもない場合もございましたけれども、そこを従来のメディアキャラバンと並行して行っていくことを考えております。

田中委員 昨年度までは地域活性化交流プログラムによって、1 人こちらを強力に頑張っていた方がいらしたと思います。今年度からは 1 人、要するにキャラバンをやっていた方がいなくなるということで、ここは担当課としても非常に人手不足になると言いますか、大変なのかなというふうに思うんですが、引き継ぎですね。この方が今まで 3 年間ですか、積み上げてきた事業の

引き継ぎ等っていうことはどういうふうに来年度動かれるのかお聞きします。

村上企画総務課長 委員のご指摘のとおり、調整監につきましてはこれまで地域活性化企業人制度を活用いたしまして令和 3 年度から着任をいただいておりますが、この制度の派遣の期限の上限が 3 年ということで、今年度、退任ということで後任については今のところ予定はございません。これまで調整監におかれましては、民間で培ってこられたノウハウやネットワーク等を生かしたいいろんなイベント等でのプロモーション活動、また首都圏や関西圏、福岡、広島といった近隣県への旅行会社やメディア関係、そういったところへの営業活動をされてまいりました。その中で残されたコネクションの実績等についてはやはり私達今後も活用していく必要があると考えておりますが、委員ご指摘のとおりマンパワーという点においては確かに不足すると考えております。そういった中で企画政策課だけで実施をするのではなく、庁内の例えば観光政策課とか、そういったところと連携をしてそれぞれの事業の範囲内で営業活動を行うなど、これまでの実績の情報共有と連携した体制づくり、そういったところを行っていくことで、今後調整監が残されたことについて引き継いでまいりたいと考えております。

田中委員 令和 5 年度、マツダ株式会社を母体とするラグビーチームとパートナーシップの契約を締結されていたと思うんですが、令和 6 年度はどうされるのかお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 マツダ株式会社を母体とするラグビーチーム「マツダスカイアクティブズヒロシマ」とパートナーシップ契約を昨年度から締結しており、昨年は広島市及び福山市で開催された試合の会場でプロモーション活動を計 4 回行いました。約 6,700 人の観客に直接長門市を PR することができました。また、ラグビー部を介して、マツダ本社内での物産展も 7 日間開催をすることができまして、知名度向上につながったと考えております。ふるさと納税の PR も同時に行ったことで、波及効果としてマツダ株式会社が本社を置きます広島県府中町なんですけれども、そのふるさと納税額は約 7 倍に上がっております。一定の成果が表れたと判断いたしましたので、次年度もこの協力関係を成熟させて、シティプロモーションの幅を広げていくために再契約を予定しております。

田中委員 先ほちょっと SNS 等の話もございましたけれども、市長がインバウンドの呼び込みをこの SNS、特にインスタを利用するとおっしゃってたんですが、海外への SNS を使った利用を長門のプロモーションではどういう計画になっているのかをお伺いします。

小笠原企画政策課長補佐 海外の SNS 利用者への発信は、主に観光政策課スポーツ交流班が行っております。令和 5 年 7 月に台湾をターゲットにして本市の

魅力を発信するインスタのアカウントを開設しております。次年度もこれらをブラッシュアップしながら情報発信を強化していくことが必要となりますので、長門市の公式のインスタグラムに英語表記でのハッシュタグを使うなど、観光政策課と連携を図り認知度拡大を図ってまいります。

田村委員 それでは第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第6目「企画費」、040「定住促進対策事業」です。まず、定住支援員・移住コーディネーター設置事業 1,382万4,000円ですけど、この内訳をお願いします。

和田政策調整班主査 定住支援員・移住コーディネーター設置事業の内訳につきましては、報酬、手当、共済費等の人件費となります。移住に関する相談は空き家情報バンクを入り口として始まるケースが多く見受けられ、また相談件数も増加しているところから、令和5年度から移住コーディネーターを2名、定住支援員を2名の4名体制としたところです。その効果もあり、移住件数、物件登録件数も過去最高となる見込みです。今後は更なる移住者の定住促進を図っていきたいと考えております。

田村委員 定住支援員と移住コーディネーターでしたか、今2名ずつで計4名の体制でというふうにお伝えをいただいたんですけれども、この支援員及びコーディネーターの選考基準のようなものがありましたらお願いします。

井上企画政策課長補佐 まず空き家バンクを主に運営します定住支援員についてでございますけれども、こちらのほうは特に資格がというようなことはございませんけれども、長門のことをよく知っており、かつ空き家問題というものにも興味があつて地域のことを移住希望者の方にしっかり案内ができる、コミュニケーションが取れる、そうした方を選んでおります。そして、移住コーディネーターにつきましては主に移住者の、長門に移住してきた後の生活のイメージをしっかりと持ってもらうという、長門の魅力をしっかりと伝えるということで長門が好きか、そして、例えばインターネット、SNSとかで自分で情報発信しているかというようなことも伺いながら、しっかり人とのコミュニケーションが取れる、そうした人材を求めて募集、選考をしております。

田村委員 移住コーディネーター・定住支援員については分かりました。続きまして情報発信事業について聞こうと思います。説明資料の5ページになります。情報発信事業の動画作成委託料、マッチングサイト使用料等とあります。先ほど定住支援員の方であるとか移住コーディネーターの方であるとか、情報発信にSNSを使っているらしいです。この情報発信事業というのはそういった内容のことでしょうか。それとも他にどういったことがあるのかお尋ねいたします。

井上企画政策課長補佐 この情報発信事業につきましては、まず動画の作成委託料と記載しておりますけれども、ここにつきましては、今後長門市も積極的な移住のプロモーション活動を行っていくこととしておりまして、ながと暮らしへ

の憧れを抱いてもらうためのプロモーション動画、食、遊び、癒し、自然との共生、例えばになりますけれども、そうしたテーマに絞ったショート動画を作成し、あわせて SNS 上で広告配信をしようということで、これによりまして本市の魅力を知る機会が増え、新たなファンを獲得するということで移住者の増加につながりたいというのがこの動画の作成でございます。その他情報発信としまして、以前から継続してますけれども、移住スカウトサービス **SMOUT**、約 5 万人が見ているというものになりますけれどもこうしたもの、それから実際にインターネットではなくて都市部でのリアルの移住フェア、そうしたものへの参加料、そうしたものを含めて計 422 万 6,000 円を計上しておるところでございます。

田村委員 移住促進動画作成業務委託料について冒頭ご説明いただいたかと思えます。今、定住支援員の方が作られているのか、移住コーディネーターの方が作られてるのか、SNS の動画はとても今風な、いい動画を作られてると思います。そういったスキルもあるんじゃないかと思えますけど、これは例えば委託の対象が支援員の方であったりコーディネーターの方になったりするというようなことも可能性としてはあるんでしょうか。

井上企画政策課長補佐 今、移住コーディネーターあるいは定住支援員が主になってショート動画を随時作成しながら公開してますけれども、それよりももう少し段階を上げて業者さんに委託をしながら、長門の食べ物、遊び、癒し、そして農業、漁業といった自然との共生、そうしたものをテーマに長門の魅力ある 1 本筋の通った動画を作成して、その動画を中心としてその周りにいろんなショート動画も散りばめながら、トータルで配信をしてまいりたいというふうに考えております。

田村委員 とってもいい動画を作られていると思うんですよ。今の SNS のショート動画ですけども。お尋ねするのはもう 1 回、今質問させていただいた中で定住支援員の方とかコーディネーターの方が委託の対象になることはありますかということですところをお尋ねしましたのでこれをお尋ねするんですけれども、現在の SNS 動画を作ってらっしゃるのは、職員の方でよろしいですか。それともどこかに委託をされてるんですか。

井上企画政策課長補佐 今お示しのショート動画につきましては、会計年度任用職員であります移住コーディネーターと定住支援員が協力し合って作成しておるところになります。そして先ほどの答弁にも関わりますけれども、今回委託しよう、動画作成をしようというものは、別途民間の業者さんに発注して長門の魅力を詰めた動画を発信することで、認知度をしっかり高めていきたいというふうに考えております。

田中委員 いろいろ試行錯誤されながら地道に新しい事業に取り組まれてるんだろうというのが、令和 6 年度予算で新しい取組が幾つか出ているので、そこ

でお伺いいたします。システム改修委託料というのがございます。このご説明をお願いいたします。

和田政策調整班主査 システム改修委託料については、定住支援サイトにおけるアクセシビリティへの対応が 24 万 8,000 円、定住支援サイトの空き家の検索機能の強化と、空き家情報バンクの利用登録をオンライン申請可能とするための改修費として 12 万 5,000 円、合わせて計 37 万 2,000 円を計上しております。

田中委員 さらに、新しい予算で施設使用料というのがございます。これはどういった内容なのかお伺いいたします。

和田政策調整班主査 施設使用料につきましては、東京での移住フェアの開催と併せて、山形県遊佐町と山梨県富士河口湖町と合同で企画する移住相談会を開催する予定としております。そのための会場使用料 16 万 5,000 円の本市負担分、3 分の 1 ですが 5 万 5,000 円を計上しておるところです。

田中委員 山形県遊佐町と山梨県富士河口湖町と合同で企画することになった経緯というのを伺いしてよろしいですか。

石田政策調整班主査 この件につきましては、一昨年東京で行われたフェアに出展した際に、まずご縁があったものです。そのときに東京でフェアを行った際、長門市のことをご存じで来られる方っていうのはとても少なかった印象があります。と言いますのも、移住には知る段階とつながりをつくる段階と、また実際にその場所に行くというステップを踏む必要があると考えていますので、フェア又は窓口に来られる方っていうのはすごく意識の高い方が来られる傾向にあります。ですので東京のフェアをより効果的に行うためには、その前段階として広くライトな移住等を考えてらっしゃる層に対してもアプローチをする必要があると考えているところです。この 2 町を選んだ理由なんですけれども、このフェアに出展されていた自治体になります。その中でも、山の付く山口県、山梨県、山形県という頭文字に山が付く県ということで、括りをさせていただいて、その中でも特に移住に関して取組をされている、またユニークな取組をされているところと一緒にやってやることで、よりその効果的なフェア、会になるというふうに考えておりますし、それぞれが東北地方と真ん中の関東近辺、そしてうちが中国地方ということで、日本全国広くカバーできますので、より広い層に対してアプローチできるものと考えて、この 2 町を選んでおります。

田村委員 移住支援金についてお尋ねをいたします。移住支援金 200 万円計上されておりますけれども、この支援金の支給対象、それから金額の内訳についてお尋ねします。

和田政策調整班主査 移住支援金は、内閣府の地方創生移住支援事業を活用し、県と共同で実施している事業であります。まず移住元の要件として、住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京 23 区に在住者、又は東京都、埼玉

県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤の方が対象となり、かつ就業や創業等をする場合に移住支援金を交付するものです。就業に関しては、山口県が運営するマッチングサイトに掲載された求人であればならないこと。創業に関しても、山口県が実施する創業支援金の交付決定を受けていること等の条件があり、令和元年度から制度が始まって以降、本市の交付実績は 1 件となっております。内訳につきましては、単身で移住された場合は 60 万円、世帯で移住された場合は 100 万円、18 歳未満の子 1 人あたり 100 万円が加算されるという内容になっております。今回の予算の内訳につきましては、18 歳未満の子、1 人世帯 1 件分として 200 万円を計上しております。

松岡委員 先ほどの補足説明の中で、今年度は積極的なプロモーション活動により、本市の認知度拡大と新たなファン獲得で移住者を増やすというようなことをおっしゃられておりましたが、今いろいろ細かい事業内容を聞かせていただいたんですけど、特に今年度積極的なプロモーション活動はこれだっていうところを教えてください。

村上企画政策課長 まず、私たちが来年度、積極的なプロモーション活動を行いたいという考え方なんですけれども、これまで移住コーディネーター、定住支援員の増員といった相談体制の強化、それから各種補助金の制度創設という形で事業の推進体制の強化を図ってきたところでございます。こういった施策の効果もございまして、現在移住者については増加傾向にございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行して以降、再び首都圏回帰というような流れも見られます。そういった中で、私たちとしては令和 6 年度にこれまで強化をしてきた体制を基に積極的なプロモーション活動を行うことで、首都圏回帰の流れの中に埋もれないように、しっかりと「ながと暮らし」の魅力を発信して、本市への移住者の増加につなげていきたいという考え方がございます。お尋ねの主なプロモーションの内容ですけど、先ほどから少し出てまいります、プロモーション動画の作成や、そういったものをしっかり見ていただくための SNS 広告を配信するための予算、それから首都圏での移住フェアに参加するための予算、また定住支援サイトの改修をして、しっかり使いやすいものにするといった予算、そういったものを計上しておるところでございます。

松岡委員 これなんか移住者の、私も向津具方面とか言うと、やっぱりまた今月移住して来られたっていう話はよく聞くとところですけど、人数的な目標数とか、そういうのとかは何かお考えですか。

井上企画政策課長補佐 総合計画のほうにおきまして、空き家バンクを活用した移住者数ということで、目標として年間 20 人を掲げておるところでございます。

早川委員 先ほど移住支援金の説明のところで、いろいろなんか条件がこちらの事業者にあるみたいなことをちょっと聞いたんですけど、その条件っていうのはやっぱりちょうどこれ移住支援金って国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1なので、必ず効果的な支援だと思うんですけども、市内の事業者にどのような、こういうものがあります、登録されませんかとか、そういったことは今までされてるんでしょうか。それか今からされるんでしょうか。

井上企画政策課長補佐 この移住支援金に該当する条件の中に、県のほうに移住者を受け入れたいという意味を持って登録をされた企業が市内に5社ありますけれども、そちらのほうとのマッチングといいますか、それを経て移住された場合に移住支援金を払うということがありまして、やはり受け入れるほうもその気でということが必要になりまして、この募集については県のほうで募集をされているというところになります。

早川委員 では積極的に市ではその周知はされないということなんでしょうか。

村上企画政策課長 本市におきましても、市のホームページ等で制度の紹介をさせていただいているところがございますが、やはりなかなか制度自体がちょっと難しい、対象要件等も先ほどご説明したようにかなり難しいですので、いろんな機会の時にそういった周知については取り組んでいきたいと思います。

田中委員 この制度なんですけれども、やはり本当に制度が難しいなっていう実感をしています。ただこの直近の10年間の中の通算5年間以上首都圏にいればいいということ、この5年間には大学生の4年間も含むということになってたと思うんです。ということは、大学に首都圏に行った子とかが大学生活とプラス1年、2年過ごした後に戻ってくるというときも使える制度なのかなと思っているので、身近なところで、今早川委員言われましたが地元の企業も含めて市内の方々に、うちの子もちょっと都会で経験を積んで帰ってきたらこれ使えるんだなということを周知すると少しでもあるのかなと。昨年度全額減額になってますし、ぜひ1つでも2つでもという気がありますので、その辺のお考えをもう一度お願いいたします。

村上企画政策課長 委員おっしゃるとおり、利用する方もそれから事業者側も両方の周知というものが必要かと思います。せっかくこういった制度がありますので、人口減少に悩む本市でありますから、こういった制度活用というものをしっかり周知をしていきたいと考えております。

田村委員 第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第6目「企画費」予算書の81ページ、020「地域おこし協力隊設置事業」についてお尋ねをいたします。先ほどの冒頭の補足説明の中に、隊員確保やミスマッチの解消に向けたインターンの取組に係る経費というご説明がありました。この経費がまずどこに含まれているのかということについてお尋ねいたします。

石田政策調整班主査 この経費につきましては、業務等委託料の中に含まれております。

田村委員 それでは、このインターンを設置する理由となりました、何か具体的なミスマッチがあったということでしょうか。

井上企画政策課長補佐 令和 5 年度において、2 名程途中退任という形になったところがございます。この退任の理由については、個人の事情によるものもありますけれども、一部仕事上の「こんなつもりじゃなかった」というようなミスマッチが発生したということがやっぱり大きな理由の 1 つだというふうに考えております。こうしたものの予防に向けて、協力隊インターン制度ということで、これは総務省が令和 3 年度から導入をした制度になりますけれども、実際に長門に来て協力隊の着任後のイメージをしっかりと持ってもらおうということで、2 週間から 3 か月というような期間で、当市では 1 か月を今想定しておりますけれども、実際に協力隊として着任した際に行う地域の協力活動に従事をしてもらい、この地域での生活を具体的にイメージする期間として実施をしたいというふうに考えております。

田村委員 期間のこととか次に聞こうと思っておりましたけどありがとうございます、よく分かりました。ではそのインターンの内容ですけれども、これは誰か講師がついて行うものなのか、それとも自学によって行われるものなのか。そのあたりをお尋ねいたします。

石田政策調整班主査 このインターンの期間につきましては、実際に協力隊を希望して受け入れられる団体さんのミッションというか、協力隊員に課したい内容を実際に従事していただくという形を想定しておりますので、講師が別にいるというわけではございませんで、基本的には受入団体になり得る団体を今のところは想定しております。

早川委員 この委託料は受入団体にいくということなんですか、それともご本人の活動ということになるのでしょうか。

石田政策調整班主査 委託料につきましては、このインターンプログラム自体を計画、調整されるための団体さんにお支払いする委託料、またその活動の中身につきましては、実際に着任された方に対しても報酬というものが国のほうでも設定されておりますので、その金額についても団体のほうから支払っていただくというふうな業務委託料を含もうと思っております。

早川委員 では団体にその活動内容を作成と管理じゃないんですけど、そういう委託料、で本人にも活動の費用として委託料っていうこと。でしたらこのときにうまくいけばいいんですけど、どちらかが協力隊のほう嫌って言われるほうだったら気も楽なんですけど、ちょっと受入団体のほうがこの方はっていうこともあるかもしれないんですけど、そういう対応はどのようにされる予定な

んでしょうか。

村上企画政策課長 確かにそういったことも想定はされるかと思いますが、本来の目的がいきなり3年間、1年ごとの更新ですけれども、着任をして「こんなはずじゃなかった」というミスマッチをなくしたり、より地域おこし協力隊のイメージをこちらに来ていただく方に持っていただくことが趣旨でございますので、まずはこういった短期間のお試的なものをさせていただきたいと考えておりますが、そういった受入団体との調整というかそういったところについては、私達も間に入って相談等に乗っていこうかというふうに考えております。

早川委員 両方うまくマッチングできればいいんですけど、マッチングできなかったときには上手にとは言わないですけども、その対処の方法もお互い嫌な思いをしないような形でつないで、今後につながる終わり方をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

松岡委員 今のインターン制度についてお伺いしますけど、だいたい1か月程度来てもらうということですけど、その間の住居とかはどのようにされるか考えられてますか。

石田政策調整班主査 その期間の住居、またご本人が移動される車等につきましては、ご本人のほうにお支払いする上限額が国のほうで設定されていまして、その中の報酬の中から本人が調達をして生活を行うというふうなことを今想定しております。それに加えて、もう1つインターン等のところで、等に加えたところで、他にもお試し地域おこし協力隊というふうな事業も同時に行おうと考えております。こちらは総務省が導入している制度ですが、1か月のインターンとまた違いまして、2泊3日程度の業務をお試しでやるというふうなものもあわせて来年度につきましては行いたいと思っております。

松岡委員 短期間、1か月っていうと、2、3日ならどこか宿泊施設とか、泊まれると思うんですけど、1か月となると結構長いんですけど、その間はどこか旅館だったり、ゲストハウスだったり、そういうところにも泊まれるような支援をされるということでしょうか。

石田政策調整班主査 委員おっしゃるとおり、長い期間になりますので、その期間中ずっと同じ滞在施設ということになりますと、私どものほうも例えばご紹介できる施設があるかもしれませんし、ただ基本的には他の市町村の事例も見ますと、本人が車や宿泊場所については調達するというふうなやり方をしている事例のほうが多いですので、原則はその方向で今考えておるところです。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 13 時からといたします。

— 休憩 11:55 —

— 再開 13:00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。はじめに、総務課のほうから発言の申し出がございましたので、これを許可します。

坂野企画総務部長 午前中に総務課所管の当初予算の審査をしていただきましたが、その中で田村委員からご質疑がありました特別職の退職手当、この説明のときに誤った説明をしてしまいまして、内容が教育長の退職手当ということで、56 万円掛ける 48 月で 0.25 の調整率を掛けたものが今ここにあります 672 万円となっております。説明したときに気がついたんですけれども、教育長の任期は 3 年ですので 48 月ではなくて 36 月を掛けなくてはいけないということがそのとき同時に分かりまして、今 672 万円が 48 か月ではなくて 36 月を掛ける関係で 504 万円になります。その差額が 168 万円。それで全体の予算を変えるのはどうかなという思いもございまして、その下段に一般職の退職手当というのがございます。こちらのほうはある意味枠取り、一般職ですから、退職を途中でされる方も発生しますし、そういう可能性もある大変流動的な現段階では予算でございまして、そちらのほうに振り替えさせていただいて、一般職の退職手当を 6,641 万 9,000 円ということでさせていただきまして、今回の間違いをお許しいただけたらと思います。それで正誤表のほうをまた早いうちに、今日中にはもう 1 つの委員会のほうにもお配りさせていただきたいと思いますので、すいませんがご了承のほどお願いいたします。

吉津委員長 よろしいですか、これで説明のほうは。

重村委員 議案質疑でないと、この分科会できんかいね。

岡田局長 ご説明いたします。今総務課の所管については便宜上終わっておりますが、議案質疑に関しての質疑という形なんでしょうか。それとも議事運営に関しての質疑でしたら、私のほうでお答えできますけど。

重村委員 分かりました。本当はあまりよろしくないことだけど、審査の途中で間違いが発覚して、その 100 万円ちょっとのお金を一般職の退職のほうに予備的に回して今更総額を調整したりとかなかなかできないということで、そうしたいという申し出だけど、うちは分科会だからこの分科会はそれはそれなりにここで納得してもあれかもしれないけど。予算決算委員会として、これはもうただ正誤表だけの送付でいいのか、それとも正誤表の送付だけじゃ前期全体会がもう終わってるから、予算委員会の委員としてはやっぱり早急に納得する正誤表っていう説明がないと何かまずいんじゃないかなって僕は思うんですけど。

見解だけ。

岡田局長 皆さんもご存じのとおり、議決対象は予算の款、項となっております。この部分については、総額が変わらないということであれば修正議決は必要ありませんので、そこについてはここで言うところの一般管理費の部分の修正というところですので、道義的な問題は別として、議事運営上は修正が正誤表の送付で大丈夫という。ただし、そのためにはもう 1 つの分科会のためには正誤表をしっかりと理由をつけて送付という形には今のところ考えられる手段だというふうに考えております。

吉津委員長 よろしいですか。ほかは皆さん、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ、ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:04 —

— 再開 13:05 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、財政課所管分につきましては、新年度予算の歳出の主な内容につきまして補足説明を行います。予算書 228 ページから 229 ページ、第 12 款「公債費」、第 1 項「公債費」、第 1 目「元金」では、令和 5 年度と比較いたしまして 5,043 万 4,000 円の増額となっております。その主な要因は、令和元年度の過疎対策事業、光ファイバー網整備事業の元金償還の開始に伴うものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

早川委員 予算書 38 ページ、39 ページ、第 12 款「地方交付税」、第 1 項「地方交付税」、第 1 目「地方交付税」の普通交付税が令和 5 年度当初予算と比較をして 1 億円増額の 77 億円と見込まれておりますけれども、国の地方財政計画との関係を含めてこの算定根拠についてご説明ください。

福田財政課長 国が発表いたしました令和 6 年度の地方財政対策によりますと、地方交付税の総額は令和 5 年度に比べ 3,060 億円、率にして 1.7% の増となっております。これは令和 4 年度から令和 5 年度への伸び率と同じ率となっております。本市の令和 5 年度の普通交付税の当初決定額は 78 億 1,883 万 3,000 円であり、当初交付額ベースで令和 4 年度から約 7,100 万円、0.92% の増となっておりますのでございます。令和 6 年度の伸び率が同じであることを考慮いたしまして、令和 6 年度の普通交付税予算額を 76 億円から 77 億円と 1 億円

増額したところでございます。

田中委員 34、35 ページ、歳入ですね。第 2 款「地方譲与税」、第 4 項「森林環境譲与税」834 万 8,000 円の増額について見解を伺います。

山崎財政課長補佐 森林環境税につきましては、令和 6 年度から個人課税が開始され、地方公共団体金融機構の公債権金利変動準備金に加えまして、国税である森林環境税収入額が森林環境譲与税として譲与されることとなっております。また、令和 6 年度におきましては、これまでの森林環境譲与税の活用実績等を踏まえまして、私有林人口面積及び人口に係る譲与割合の見直しも行われる予定でございまして、国が示す配分率が約 2 割程度の増となっておりますことから、決算見込みを勘案しまして約 19%増額の 5,234 万 8,000 円で見込んだところでございます。

田村委員 予算書の 60 ページ、61 ページにいきます。第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」の令和 5 年度当初予算と比較をして 2 億 7,000 万円増額の 11 億 5,000 万円の取り崩しとなっておりますが、これについての見解をお願いいたします。

福田財政課長 財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整する役割を担っております。繰入金の予算額としましては令和 5 年度の 8 億 8,000 万円を 2 億 7,000 万円上回る 11 億 5,000 万円を計上しており、ここ 10 年を見ましても最大となっております。しかしながら、各年度において決算を見越し、最終的な繰入金額を判断することとしており、最近では令和元年度に繰り入れて以降は繰入を行っていない状況であります。

田中委員 36、37 ページです。第 10 款「環境性能割交付金」、第 1 項「環境性能割交付金」の 900 万円の減額についての見解を伺います。

山崎財政課長補佐 環境性能割交付金につきましては、県税である自動車環境性能割収入額の一定割合が県から交付されることとなっております。令和 5 年度当初予算におきましては、昨今の世界情勢等から先行きが不透明でありまして、対前年度 8.7%減額の 2,100 万円としたところでございますが、新車納車の遅れが続いておりますことや、令和 6 年 1 月 1 日から自動車税環境性能に応じた税率の適用区分、これが段階的に引き上げられておりますことから、約 40%減額の 1,200 円で見込んだところでございます。

田村委員 それでは、予算書の 60、61 ページ、第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 9 目「地域活性化基金繰入金」、令和 6 年度は 3 億円の取崩しとなっておりますけれども、充当している主な事業についてご説明をお願いいたします。

福田財政課長 令和 6 年度の地域活性化基金の充当事業につきましては、公営住宅ストック総合改善事業や各種経営事業負担金など交付税措置率の高い地方

債の対象とならないハード事業、これに 1 億 240 万円、戦略的産業基盤強化事業や未来農業創造事業など、産業振興に 9,340 万円、入学エール給付金やすすく赤ちゃん応援券支給事業、子ども医療費助成事業など、子育て支援として 1 億 420 万円、総額 3 億円を充当しているところでございます。

田村委員 ただ今ご説明にもあったかと思えますけれども、この地域活性化基金を充当する基準についてご説明をお願いいたします。

福田財政課長 地域活性化基金条例におきまして、先ほど申し上げました市民の連帯の強化、地域の振興に資する事業に充てることとされております。具体的には、先ほど申し上げました交付税措置率の高い地方債の対象とならないハード事業や産業振興、子育て支援策を中心としたソフト事業に充てることとしております。

田中委員 予算書 76、77 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 3 目「財政管理費」、コード 900「財政管理費」です。システム保守委託料の増額とシステム・ソフト等リース料の減額、この理由についてお尋ねします。

睦田財政課主査 システム保守委託料、システム・ソフト等リース料につきましては、どちらにつきましても起債管理システムという、起債の借入内容や償還等の管理を行うシステムに関するものとなります。まず、保守委託料の増額につきましては、予算の参考となる見積りを徴した結果、昨年度まで 28 万 3,800 円であったものが、今年度は 31 万 6,800 円となり、3 万 3,000 円の増額となったものですが、これにつきましては IT 人材の不足、物価高騰、人件費の上昇によるものでありまして、委託内容の変更といったものではございません。次に、システム・ソフト等リース料につきましては、現在の契約は令和元年 6 月から令和 6 年 5 月末までの 5 年間の長期継続契約を締結しております。契約終了後の 6 月以降につきまして、再リース契約が可能であり、金額につきましては、これまで税込みで月額 1 万 3,860 円であったものが、10 分の 1 の 1,386 円となることから、4 月、5 月が 1 万 3,860 円で 2 か月、6 月以降は 1,386 円で 10 か月、合計で 4 万 1,580 円となることから 4 万 2,000 円を予算計上し、昨年度から 12 万 5,000 円の減額となったものです。

田村委員 予算書 68、69 ページ、第 23 款「市債」、第 1 項「市債」、第 11 目「臨時財政対策費」についてお尋ねします。令和 5 年度当初予算と比較をして 5,400 万円減額の 4,600 万円での計上となっておりますけれども、この理由についてお尋ねします。

福田財政課長 国が発表した地方財政対策によりますと、臨時財政対策債の伸び率は対前年度比マイナス 54.3%となっております。令和 5 年度当初予算計上額は 1 億円であり、これに地方財政対策の伸び率を反映し、4,600 万円の予算計上としたところです。臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足に対処する

ため、その財源不足について特別な地方債を発行することに振替えたものであり、臨時財政対策債が減少するということは、国において地方交付税の財源不足額が減少しているということになると思っております。

重村委員 予算書は 228 ページ、229 ページ、第 12 款「公債費」、第 1 項「公債費」です。補足説明でも若干公債費については触れられております。今年度の公債費の予算は約 26 億円余りということになってます。市長の提案説明等でもありましたけれども、令和 5 年の末、まだ会計のほうは閉めておりませんけれども、令和 5 年度末を予見しても、合併後初めて 200 億円の市債残高を切ってくるということが提案説明の中で述べられております。令和 6 年度、この予算書どおりに執行されて、公債費等を戻されて令和 7 年 3 月末で市債の残高見込みっていうのは幾つになるかっていうのを教えていただいてよろしいですか。

福田財政課長 令和 7 年 3 月末現在といいますと令和 6 年度末の残高見込みになろうかと思いますが、198 億 5,100 万円程度になろうかと思っております。

重村委員 ここから少し大きい話になりますけれども、令和 6 年度というのは新市誕生から 20 年目の会計予算になると思うんです。20 年目の会計予算案になると思います。新市が誕生したときは、実は市債残高で 297 億円、約 300 億円で次の年平成 18 年には 300 億円起こして 306 億円ぐらいまで上限いったときがあるんです。提案説明の中でも 200 億円を切ったって言って、非常に財政健全化が進んで、確かに 100 億円近くなってきた。これは喜ばしいことです。ですけれども、プライマリーバランスもちゃんと勘案して今回の 220 数億円という予算を立てたんですよっていうところが前面に出て、おっしゃってますけれども、まず市債残高、これは長期の話になりますけど、もともと平成 17 年には 300 億円近くあったんですよ。それが 200 億円を切ってきたよといういい報告ですけれども、長門市のこの市政の状況とかを勘案したときに、市債残高をどこらあたりまでを目標として持っていきたいのか。財政調整基金はどのくらいあるのが適当なのって、よく質問しますけど、じゃあ市債残高はどこを目指すのか。20 年かけて 100 億円減らしたわけですよ。ざっくり言うんですよ。ということは 1 年ごとに 5 億円ずつぐらい圧縮してきたということです。市債残高が 200 億円切りましたと言うと非常に聞こえが良くて、よく数値が分からない方は「やったあ、やったあ」って思うかもしれない。だけど長門市の人口割合とかいろんなことを考えたときに、どこを目指していかないといけないのかっていうのは原課として持たれてるか。もし持たれてないんであれば、これは今一度のところで聞きますけど、答えられなかったら答えられませんかいいです。

福田財政課長 ここまで減らせばいいと、市民 1 人当たりこれぐらいが妥当だというような金額というのは、大変申し訳ありませんが今のところ持つてはおりません。今後、徐々に今減ってきておりますので、それに一喜一憂していると

いう状況ではあるんですが、さっきも申しましたとおり、基準と言いますか、類似団体などと比較してというようなところはまだ数字は持っていない状況であります。

重村委員 予算の審査から外れてるんじゃないかって思われるかもしれませんが、いや、僕はこういう議論は、こういうときにしかできないから言うんですよ。長門市の財政課を預かられているお立場として見解だけ聞かせていただきたいんですけど、13市町あります。市債残高が高いところもある、人口割合も違う、面積も違うということで条件いろいろ違いますけれども、13市の中を見通したときに、この市債残高っていうのは適当な数字だと思われてるのか。それとも13市平均の中で、低いほうだとか高いほうだとか中間なんだとかいう認識、ここらあたりをご確認させてください。

福田財政課長 令和5年度末の市債残高で比べますと、やはり本市は下からでは2番目、200億円を切っている団体としては2つしかないので、柳井市か長門市かということになっております。そういった意味で柳井市と非常に長門市と規模が似通ったところがありますので、そういったところで、うちとしては少ないほうじゃないかなというふうに思っております。

高橋企画総務部政策調整監 あまり委員会で喋る機会がないので、この機会にちょっとお話をさせていただけたらと思います。まず地方債の残高を見る際にいろんな見方がございます。例えば、財政健全化4指標の中に実質公債費比率というのと、将来負担比率という2つがございます。実質公債費比率については、3か年の平均で、単年度で償還していくのはどれぐらいかっていうのが、今長門市でいうと令和4年度が6%になってまして、これは低いほうの数字になると思います。ですからこれがチェックにかかってくるのが13%でしたので、その半分以下ということで、単年度で償還していくところでは健全性を保っていると考えております。それから先ほど300億円近くあったものが今200億円切ったというところですけど、以前合併したときは交付税算入率が非常に低い起債がございました。ところが今は合併特例債等、過疎債等で災害等でも8割っていうのもありますから、そういった意味で言うと、地方債の残高だけを見ると100億円減ってますけど、交付税算入率までを考えると、もっともっと健全性が保たれてると思っております。今実質公債費比率については先ほど10数%と言いましたが、財政健全化基準が25%ですので、どこが正しいかっていうのは歳出規模によりますし、人口規模にもよりますし、また産業の形態と言いますかバランスにもよりますので何とも言えませんが、はっきりこの額っていうのはちょっと言えないと思うんですけど、今の段階では健全性が保たれてると思います。ただ令和6年度の予算については起債の償還が増えてます。それはなぜかと言いますと、やはり何かを建設しますと10年とか20年とかで返して

いくのが、たまたまここが増えてきたというところですけど、将来負担比率、将来にわたって返していく地方債の残高としては減ってきている状況ですので、以前から言うと健全化指標が入った平成 20 数年のときには 160 とかそういうポイントだったんですけど、今は 10 数ポイントということで下がってますので、将来の負担についてもある程度健全性が保たれているというふうに考えておるところです。ですから、何番目とかっていうのはなかなか申し上げにくいかなと思います。すいませんちょっと長くなりました。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。今一度、財政課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは先ほどの質疑、それからご答弁いただいたのを踏まえて副市長のほうにお尋ねをいたします。副市長も新たに 4 年の任期を任せられました。ぜひこれまでの関係もあってまた 4 年間本当に長門市のためにご尽力いただかないといけないからこそ、その見解をお尋ねしておきたいんですけど、財政の指標というのはたくさんあります。今ご説明にもあったように、どの切り口から見るかによっても違うでしょうし、ある指標の 1 つに本市の人口 1 人について今の債務がどのくらいあるかっていうのもこれも指標の 1 つであろうというふうに思ってます。20 年前の合併した当初ってというのが 300 億円あるとってざっくり説明しましたが、その当時 4 万 1,000 人余りで、これ 1 人当たりに直すと 72 万円ぐらいの計算になるんですね。先ほど言っていました新年度のこの予算をこの予算書どおりに執行して、債務残高っていうのは 197 億円程度になるということですけど、人口約 3 万人程度になってきます。ちょうど 1 年後ってというのが。それをざっくり割ると 65 万円ぐらいの計算になるんですね。この数値というのは、県下の平均は多分 50 万円を切ってるんです。13 市町の平均、人口という部分で見たら 40 数万円のはずです。だから、決して市長の提案説明にあったように 200 億円を切るっていうことが、これは確かに今までの何代もの市長、それから執行部の皆さんの努力、そして一番の努力はやっぱ市民の皆さんが努力して 20 年かけて 100 億円削ってきた。債務を圧縮してきた。今回の予算っていうのはどちらかと言うとこういう状況の中で、プライマリーバランスはちゃんと保たれてます。だけど合併後、最大の 220 数億円です。先ほども言ったように、1 人の市民が背負ってる債務残高っていうのは決してまだ県下の 13 市町の中ではドベから 2 番目のほうですよ。良くない。そんな中で提案説明の中には何か良いことづくめで安心して、みたいな方向性で書いてありますけれども、副市長も予算査定については副市長査定をされたはずですよ。こんな状況の中で私はまだまだ数値ほど健全化を図れてない、まだ道半ば途中という認識を持ってますけど、その中で今回の予算案に対する副市長の見解という

のをご確認しておきたいと思います。

大谷副市長 今、地方債を話題にさせていただいて、特に合併以降最大の規模となったこの予算案、そして一方では公債残高が 200 億円を切ったというお話もしていただいた中で、どのように私自身、査定も含めて考えているかというお尋ねだと思うんですけども、地方債というのは、いわば建設公債とも言われるように、ハード整備に対して充てられる借金でございます。これは、現役世代だけではなくて、後世の方々も利益を受けるということで、世代間の公平負担を図るという意味での借金なわけです。だからこそ、建設公債と言われて、原則として建設工事だけに使うようにと地方財政法の中では規定されております。一部、過疎ソフトとかソフト事業もございますけれども、それは例外中の例外。ただ、この 200 億円近くを切ったというのは、少しは朗報だとは思いますが、片や皆様ご案内のとおり、今年の予算が最大規模となった大きな理由の 1 つはハード整備です。市長 1 期目においてはこういったハード整備には手をつけておりませんでしたけれども、仙崎公民館、それから油谷支所の再整備、西消防署、先ほど午前中も話題になりました 3 市連携しての消防指令センターの共同整備、そして IT 拠点施設、これには優良起債と言われる合併特例債や過疎債、そういったものが充当されていきますから、200 億円を切ったと言っても、実は来年度、再来年度にはまた残高が膨らむのはもう必至です。しかし、これは先ほど調整監が申し上げましたように、できるだけ優良債、交付税措置の高いもの、7 割以上が交付税で戻ってくるもの、そういうことを選んでこの起債は積み上がっているわけでございます。ただ、財政運営としてどうかという観点から申し上げれば、調整監が先ほど申し上げましたように、決算の数値の上では、実質公債費比率はもう半分以下、いわゆる危険ラインの半分以下で抑えておりますけれども、こと予算の編成にあたってはやはりプライマリーバランス、ここを意識していかないといけないと思っています。例えば先週ですか、県予算案が発表されていましたが、知事はやはりプライマリーバランスの黒字を 13 年連続堅持しているということを言っておられました。やはり私どもとしても、プライマリーバランスの黒字、ここを意識して編成に当たったつもりでございます。何とか今年は黒字を達成しておりますけれども、今後、先ほど申し上げたハード整備が本格化する来年、再来年以降どうなっていくか、この間に予算編成がプライマリーバランス黒字でいけるかどうか、ここは必ず注視していきたいというふうに考えているところでございます。その点、地方債を巡っての私どもの判断をご理解賜りたいと存じます。

吉津委員長 今一度、財政課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。次に、監理管財課所管について、審査を行います。執行部の補

足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 監理管財課所管分につきましては特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは 72 ページ、73 ページです。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、045「電子入札システム事業」についてお尋ねいたします。昨年と比較をいたしまして増額をしておりますけれども、この増額の理由についてお尋ねをいたします。

宮本監理管財課長 電子入札につきましては、令和 5 年 7 月までに電子入札システム利用者説明会、実証実験、模擬入札を行い、8 月から本格稼働したところであります。お尋ねの増額の理由についてでございますが、業務等委託料について、令和 5 年度につきましては、運用を開始した 8 月から 3 月までの 8 か月分の委託料予算を計上しております。令和 6 年度予算につきましては、12 か月分を計上していることから増額となっております。

田村委員 システムの導入から 2 年目を迎える令和 6 年度というところですが、このシステムを導入いたしまして、どのような効果がありますでしょうか。

宮本監理管財課長 電子入札システムの導入効果につきましては、入札参加者の来庁が不要となり、来庁に伴う事務経費、拘束時間の削減による利便性の向上が図れること、地理的条件や時間的な制約が解消され、入札参加機会が拡大することによる競争性の向上が図れること、入札会場において、参加者同士の接触機会が減少することから入札の公平性が図れること、入札の過程や結果が公表され、透明性の向上が図れること、また各種書類が電子化されることにより、書類作成事務の効率化、入札事務の迅速化が図られることなど一定の効果があつたと考えております。なお、これまでの電子入札により、条件付一般競争入札 5 件、指名競争入札 91 件を執行しております。

田村委員 それでは第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 5 目「財産管理費」、78、79 ページです。015「市有財産利活用事業」について、新年度の計画をお尋ねいたします。

宮本監理管財課長 本予算は未利用地の売却に際し、必要に応じて境界確認、地積測量が必要な場合に対応できるように、枠予算として計上しているものがありますが、現在売却や貸付が可能な財産につきましては、市ホームページや市広報紙にて公表することで広く利用者を募っております。また、未利用財産の売却等について地元不動産業者等にご助言をいただくなどしておりますが、立地条件、不整形及び狭小の形状、さらには接道要件等により売却等が難しいと伺って

おります。お尋ねの令和 6 年度の計画につきましては今のところ具体的な計画はございませんが、未利用地の民間への貸し出しや売却などができないか、引き続き研究し、有効な利活用を図っていきたいと考えております。

重村委員 枠取りで予算化を取りあえずはしていますということで、まだ使用されてない市有財産、土地を有効活用するときに、こういった測量であったり設計、登記費用、こういったものが要するというので、予算を組まれてますけど、私の近辺で起こったことで、土地を借りたいと。土地を借りたいけれども、地籍調査が終わってないから、はっきりしてない、どこまでが市の土地か。こういったときもこの事業を長門市がきちんと、境界線をはっきりさせて、借りていただくという事業に充てられるという理解でいいですか。

宮本監理管財課長 この予算につきましては、売却に際して必要な経費を計上しておりますので、貸付等については適用をするようには考えておりません。

重村委員 最初の答弁で、土地の貸し付けについてもって言わなかった。最初に田村委員の発言で、売却するときだけかなって私は思って聞いてたけど、その後に貸し付けをするときにもそういったことが必要なときのために枠取りして予算化していると聞いたから、私はもう 1 回、間違いじゃないかなと思って聞いたら、売却のときだけね。

宮本監理管財課長 説明不足で申し訳ありません。先ほど説明させていただいた貸付につきましては、現在の未利用地の利活用について、市のホームページや市の広報紙にて公表することで広く利用者を募っていますというような説明をさせていただいたところで、この予算につきましては売却に際して予算を計上しているものでございます。

田村委員 予算書 58、59 ページです。第 18 款「財産収入」、第 1 項「財産運用収入」、第 1 目「財産貸付収入」になります。こちらの土地貸付料そして建物貸付料につきまして監理管財課の担当する金額をお尋ねいたします。

宮本監理管財課長 まず土地貸付料の詳細についてでございますが、監理管財課が所管する予算につきましては、2,324 万 5,000 円のうち 1,843 万 4,000 円でございます。こちらは令和 5 年度の普通財産の貸付実績をもとに算定しております。太陽光発電事業に関するものが 3 件、1,274 万 4,000 円。駐在所用地や駐車場などに貸し出しているものが 59 件、569 万円となっております。もう 1 つの建物貸付料の詳細についてでございますが、監理管財課が所管する予算につきましては 203 万 6,000 円のうち、93 万 2,000 円でございますが、こちらも令和 5 年度の普通財産の貸付実績をもとに算定しており、社会福祉法人へ事務所として貸付しているものなど 7 件分を計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、

監理管財課所管全般にわたりご質疑はありませんか（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:43 —

— 再開 13:44 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、税務課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。予算書の 30 ページから 33 ページ、第 1 款「市税」におきましては、前年度と比較して、約 8,679 万 9,000 円の減額の 34 億 2,509 万 7,000 円を計上いたしております。これは、個人市民税では、経済活動も緩やかに持ち直してきていますことから 1,188 万 3,000 円の増額を見込みましたものの、法人市民税は企業の事業への設備投資や原材料費の高騰等による影響から 5,502 万 4,000 円の減額、固定資産税が評価替え等によりまして 4,497 万円の減額を見込み計上いたしております。なお、収納率につきましては、個人市民税の普通徴収分、固定資産税、いずれも現年課税分ですが、96%を見込んでいますところ です。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 予算書 30 ページ、31 ページ、歳入の第 1 款「市税」、第 1 項「市民税」、第 1 目「個人」の前年比が補足説明ありましたけど、1,188 万 3,000 円の増で、第 2 目「法人」が前年比 5,502 万 4,000 円減となっておりますけれども、この細かな算定根拠についてお尋ねいたします。

林税務課長 個人市民税につきましては、均等割が東日本大震災復興基本法に基づいて臨時的に課税されておりました措置が令和 5 年度で終了となったことなどから、前年度当初予算から 860 万 4,000 円の減額とし、所得割については、県内景気は持ち直しているとの日本銀行下関支店が 2023 年 12 月に発表した山口県金融経済情勢による観測などから令和 6 年度の算定基礎となる令和 5 年中の所得について、経済状況は改善しつつあり、所得割の約 8 割を占める給与所得において、業績が堅調な企業等について増加が見込まれるため 2,032 万 6,000 円の増額とし、個人市民税について 1,188 万 3,000 円の増額とし、12 億 7,557 万 4,000 円を計上しております。法人市民税につきましては、企業の経済活動の結果を見込むことになるため、前年度の決算等を参考に、企業の事業への設備投資や原材料費の高騰等による影響から、前年度当初より 5,502 万 4,000 円の減額とし、全体で 2 億 246 万 6,000 円を計上しているところであります。

田村委員 それでは、新年度に当たりまして徴収業務についての方針をお尋ねいたします。

林税務課長 徴収につきましては令和 6 年 1 月 18 日付けで発出されました総務省自治税務局からの「令和 6 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」の通知を基本として、税の徴収事務を適正かつ公平な執行に努め、納税相談を充実させ、未納者の個別事情をしっかりと聞き、担税力等を調査して適時適切な対応をしてまいりたいと考えております。

田村委員 それでは、同じく 30、31 ページです。第 2 項「固定資産税」、第 1 目「固定資産税」です。昨年と比較をいたしまして 4,497 万円の減額、中でも家屋につきまして 3,839 万 1,000 円の減額となっておりますが、この理由についてお尋ねをいたします。

林税務課長 固定資産税の土地につきましては、近年は緩やかになりましたが、土地価格の下落が続いていることから、地価下落に伴い 445 万 1,000 円の減額、家屋につきましては新增築家屋の増額分を減額措置前で 1,251 万円ほど見込んでおりますが、令和 6 年度は 3 年に一度の評価替えの年に当たりまして 3,839 万円の減額を計上しているところであります。

重村委員 それでは、田村委員の質疑も受けまして 1 点だけ。先ほどの説明の中にもありました収納率については、個人市民税普通徴収分、それから固定資産税いずれも現年課税分ですが、過年度分はちょっと別にして、現年分については 96%を見込んでいるという説明がございました。この 96%の算出の根拠についてお尋ねをいたします。

林税務課長 収納率の根拠につきましては、合併時以後の収納率を平均してとっております。

田村委員 それでは、予算書 32 ページ、33 ページ、第 1 款「市税」、第 5 項「入湯税」、第 1 目「入湯税」です。これが昨年と比較をしまして、92 万 5,000 円の減額となっておりますけれども、この理由をお尋ねします。

林税務課長 入湯税につきましては令和 5 年度並みの観光客を見込み、湯本地区で入湯客数を約 20 万 7,000 人、その他の地区で約 3 万 2,000 人、合計約 23 万 9,000 人と見込みまして、前年度比 92 万 5,000 円減の 6,702 万 9,000 円を見込んでおります。

田村委員 アフターコロナでインバウンドを含めて観光客も増えているというふうな動向があるかと思うんですけれども、こういった動向は宿泊には結びつかないというふうな見解で今いらっしゃるんでしょうか。

林税務課長 入湯客につきましては前年度並みと見込んで予算計上をしております。

田村委員 これは無いと思うんですけれども、無いと思うと言いますのがニュ

ーヨーク・タイムズによりますインバウンドの増加であったり、観光客の増加というところの希望的観測を見込んで、この中にはいらっしやらないということですかね。

林税務課長 ニューヨーク・タイムズの先ほどの記事につきましては、予算を提出した後に報道発表されておりますので見込みには入っておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。次に、防災危機管理課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは防災危機管理課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。予算書 92 ページから 95 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 17 目「防災対策費」では、令和 5 年度と比較いたしまして 6,018 万 8,000 円の増額となっております。その主な要因といたしましては、予算説明資料 8 ページのほうにも記載をしておりますが、説明コード 900「防災対策費」において、三隅地区音声告知端末更新委託料として 4,445 万 1,000 円及び山口県防災行政無線再整備事業における工事負担金といたしまして 1,619 万円を計上したことによるものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 ただ今、部長の補足説明にございましたように、予算書の 95 ページ。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 17 目「防災対策費」でございます。説明資料の 8 ページ、「音声告知端末放送システム更新事業」でございますが、これは三隅地区、約 10 年経ってますので今 10 年経ったことによりまして支障というものが出ているかどうか聞きたいと思います。

佐方防災危機管理課長 告知端末機の部類については耐用年数が通常 7 年というふうに言われておりますけれども、7 年を超えてすぐに故障するわけではございませんで、10 年を超えると故障頻度が高くなるということから、今回更新をすることといたしております。支障という意味ではまだまだ故障が多いというふうには聞いてはおりません。

重廣委員 7 年であるけど 10 年経ったからもうやり替えるということですね。三隅地区で今何%ぐらい普及しておりますか。

佐方防災危機管理課長 三隅地区の音声告知端末機の設置率でございまして、1 月 31 日現在で 83.6%の設置率となっております。

重廣委員 83.6%で 2,060 台ということでよろしいですね。予備が 100 台ある

と。今 83.6%ですけどこの事業にまだ加入されていない方に新規加入をお願いするという啓発運動はされないんでしょうか。

佐方防災危機管理課長 この事業については告知端末機の更新ということで、新規っていうのは想定しておりませんが、新規については防災講座等で啓発を行っておりますし、また別の予算で確保しております。

重村委員 予備機 100 台を含むということで、この予備機 100 台の算定根拠とありますか、このくらい必要なんだというのはどういう算定基準から設けられているのかをお願いします。

佐方防災危機管理課長 予備機の 100 台でございますけれども、2,000 台近く今回更新するというので、実際この保守業者が保守をしておりますので、その保守業者との調整から 100 台ぐらいは必要であろうということで 100 台を上げているところでございます。

重村委員 7 年程度が寿命だけど 10 年まで使ってきたと。更新の時期に来ている、それは十分分かります。これ工事費から算定すると 1 台あたり 2 万円を超える結構高額なものなんですよね。考え方として、これはそれぞれ告知端末機を置きたいというご家庭には行政側がその機器っていうのは貸与してるという考え方でよろしいですか。

佐方防災危機管理課長 基本的には行政側が一旦取り付けた後に、修理等も全てするということになりますので、そういった考え方でよろしいかと思っております。

重村委員 なかなか 100 台の予備機っていうのが本当に必要なものなのかっていうのが、例えば貸与してるのであれば、今人口減少の中で結局、お亡くなりになったりとかいろんなことで、付けたけど 1 年後には戻すという方も中にはいらっしゃるかなという考え方のもとでいけば、本当に 100 台も予備が要るのかなと。工事中の不具合によって数台はこれは駄目だというものもひょっとしたら中にはあるかもしれないし、壊れるとかいうこともあるかもしれませんが、新規受付は基本的には考えてないというのであれば、その機器を貸与していたものを戻していただく、それをきちんと衛生的にちゃんとしてまた次の方に、機器が破れたとか新しい方に貸し出すという考え方からすると、予備が 100 台も要るのかなっていう思いはあるんですけど。そこらあたりのそのご自宅が必要なくなって返していただく、そこらあたりの関係についてどのように考えていらっしゃるのかをお願いします。

佐方防災危機管理課長 当然引っ越しとかで廃止になりましたら端末を回収しに行っていくという形にはなるんですけども、この 100 台につきましては、更新の故障もありますし、新規っていうところもございまして、それで 100 台というふうには考えております。

田村委員 それでは95ページ、コード025「防災備蓄整備事業」についてお尋ねをいたします。消耗品費が100万円、庁用備品が41万7,000円ですけれども、それぞれの内訳をお願いいたします。

佐方防災危機管理課長 防災備蓄事業につきましてですけれども、消耗品費100万円につきましては、これは食糧や生活用品等でございまして、購入予定としてはアルファ化米、保存水、毛布、エアマット、屋内用簡易テントを購入予定といたしております。それから備品でございますけれども、こちらにつきましては要配慮者用としてプラスチックダンボール製のオストメイト対応トイレを1基と、それから車いす対応型マルチトイレを1基購入予定といたしております。

田村委員 消耗品の保管場所につきましては現在3か所あるというふうなことで、先日の一般質問で答弁されておられましたけれども、その一般質問を受けてこの予算書には反映はされていないかもしれませんが、備蓄場所については何か今後検討されていくのでしょうか。

佐方防災危機管理課長 備蓄場所につきましては備蓄倉庫が3か所ありまして、その3か所に主には備蓄をしておるんですけれども、ただ避難所開設する場合通常10か所程度開設を行いますので、食料品や水につきましてはできる限り分散備蓄っていうところで、その10か所に多く確保してまいりたいというふうには考えております。

田村委員 それでは第19目「諸費」のほうにいきます。010「防犯灯設置事業」です。防犯灯設置工事と、それから防犯灯更新事業費補助金というのがそれぞれありますけれども、令和6年度の計画についてお尋ねをいたします。

佐方防災危機管理課長 防犯灯設置工事につきましては115万円ほど計上させていただいておりますけれども、内訳といたしましては、長門地区が40万円、それから三隅地区が25万円、日置地区25万円、油谷地区25万円というふうに考えております。それから防犯灯更新事業の補助金でございますけれども、こちらについてはLEDの設置が4万円かかるとして半分補助ですから2万円の50件という考え方で100万円を計上させていただいております。

田村委員 それではその下です。025「防犯カメラ設置事業」について、令和6年度の計画をお尋ねいたします。

佐方防災危機管理課長 防犯カメラの設置につきましては、令和6年度につきましては今1台の設置を考えております。

田村委員 今1台というふうにおっしゃいました。69万3,000円ですけれども、工事費も含めて1台分ということですか。

佐方防災危機管理課長 工事費を含めて1台でございます。

重廣委員 予算書の同ページの第17目「防災対策費」ですが説明コード900、一番下にございます説明資料の8ページにもございますが、山口県防災行政無

線再整備事業ですね。これについて伺いたいと思います。これが平成 18 年から 19 年ですからもう 20 年ぐらい経っているんですかね。20 年近く経って老朽化及び国の推進する衛星系第 3 システムへの移行というふうに書いてありますが、これ今それこそ先ほど聞いたんですが、現在支障があるものですか。

佐方防災危機管理課長 無線等の電気機器の耐用年数につきましては 10 年と言われております。当然これをオーバーしておりますけれども、県が補修等を行いまして今までそれで運用しておりますので、特に支障はなかったというふうに聞いております。

重廣委員 1,600 万円ですから、市が 2 分の 1 ですかね、県と同時にやると。これ防災危機管理課の部屋に置いてある、あの無線のことですよね。それとあと消防にもある、県にもあるということですね。今まで SNS 等メディアも普及しておりますけど、本当に緊急時にしか使わないのか、常時これを通信し合っているのかそのあたり。日頃の使用方法、それについて伺いたいと思います。

佐方防災危機管理課長 この県の防災行政無線につきましては、衛星系と地上系それぞれございまして、使用につきましては警報等が入ったり注意報とかが入った場合に、県からの一斉指令等がこちらに入るということで、常に使用している状態ということでございます。

松岡委員 今、消防費の中でも同じような山口県防災無線再整備事業というのが含まれておりますけど、こちらと同じ項目がありますけれども、どういう意図で 2 つに分かれているのかっていうところをご説明願います。何が違っているのか分かりにくいので説明を。

佐方防災危機管理課長 県の防災行政無線が本庁舎と消防にもあるということで、2 か所にあるということで予算が分かれているということでございます。

田中委員 説明コード 900「防災対策費」の施設・設備等保守点検委託料についての積算根拠をお尋ねします。

佐方防災危機管理課長 施設・設備等保守点検委託料の積算でございますが、まず防災行政無線同報系の保守点検業務が 838 万 9,000 円です。それから全国瞬時警報システムいわゆる J アラートの受信機ですけれども、これの保守業務が 26 万 4,000 円、それから音声告知端末機器システム保守業務、これはセンターと端末がありますけれどもこれが 595 万 8,000 円、それから Web 版ハザードマップ保守業務が 73 万 5,000 円、防災行政無線の蓄電池等交換業務が 315 万 5,000 円というふうになっております。

田中委員 それぞれ委託先が違うというふうに思ってよろしいんですか。それともこれとこれは同じ委託先でとかっていうことがあるんでしょうか、お伺いします。

佐方防災危機管理課長 防災行政無線の同報系の保守点検業務とあと防災行政

無線の蓄電池の交換業務については同じ委託先になろうかと思えますけれども、あとはそれぞれ別の委託先になります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、防災危機管理課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で防災危機管理課所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 14:11 —

— 再開 14:12 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、デジタル戦略課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、デジタル戦略課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。最初に、予算書では 86 ページから 87 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 9 目「電算管理費」の 015「デジタルトランスフォーメーション推進事業」につきましては、予算説明資料 7 ページにも掲載しておりますが、本市のデジタル化を推進し、行政サービスの利便性向上と業務の効率化を図るため、自治体窓口 DXSaaS の導入により、書かない、待たない窓口改革を進めるほか、LINE 公式アカウントなどによる行政手続きのオンライン化や本市の DX の取組の中核を担う人材の育成などを進めるための経費を計上しております。次に、同じく予算書 86 ページから 87 ページ、第 9 目「電算管理費」、予算説明資料 7 ページにございますが「地方公共団体情報システム標準化対応事業」では、国は令和 3 年 9 月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、全ての地方公共団体に対し、令和 7 年度末までに国の標準化基準に適合した情報システムへの移行を求めていますことから、本市情報システムの標準化への対応を本格的に進めるための経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

松岡委員 予算書 87 ページ、説明資料 7 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 9 目「電算管理費」の「デジタルトランスフォーメーション推進事業」についてお伺いいたします。今、説明資料の中に 5 項目ほどありますがちょっと聞きたいなと思うんですけど、最初の行政手続きオンライン化というのがありますが、これは LINE アカウントから手続きができるということだと思いますが、これどういうことが実際できるのか説明をお願いいたします。

松岡デジタル戦略課主査 オンライン化の具体的内容ですけれども、税証明の交付申請など本人確認が必要な手続き、これを LINE 公式アカウントからオンラインで申請できるようにしたいというふうに考えています。また公共施設の予約であるとかイベントの申し込み、これらのオンライン化を進めていきたいというふうに考えているところでございます。また証明の手数料や施設の利用料これらについてもオンラインで決済できるように進めていきたいというふうに考えています。

松岡委員 このオンライン化のサービスはいつごろから実際に運用できるようになる予定でしょうか。

松岡デジタル戦略課主査 現在準備を進めているところでありますけれども、今年の夏を目途に開始したいというふうに考えてます。

松岡委員 次に、自治体窓口 DXSaaS 導入についてお伺いしたいんですが、今も補足説明の中で、書かない、待たないという改革を進めるということですが、ちょっと自治体窓口 DXSaaS についてご説明をお願いいたします。

山田デジタル戦略課長 自治体窓口 DXSaaS を導入することで、本市の窓口改革を進めたいと考えております。具体的には本市の窓口を書かないワンストップ窓口にすることで書類記載の短縮、書かないというところと、待ち時間の短縮、待たないというところ、必要な手続きのワンストップ化、回らないということなどを実施しまして、窓口にお越しになる方へのサービスの向上を図ろうと考えています。また、デジタル技術の活用により、経験の浅い職員でも窓口対応が可能となることなどから、職員の負担軽減や働き方改革にもつながるものと考えておりまして、住民、職員双方の課題解決につながるものと考えているところであります。

松岡委員 今、書かない、待たない、ワンストップということですが、これワンストップにしようとする、かなりいろんな業務について知識が必要になったり、窓口業務もかなり変わると思って、その辺の対応というのはどのように考えていますか。

山田デジタル戦略課長 先進事例を見てみますと、全ての窓口業務を一本化するというのはなかなか困難でありまして、寄り添って相談を受けるというような窓口を充実させるために、窓口 DXSaaS を導入しようと考えておるところであります。

松岡委員 これも実際の運用はいつ頃になるという予定でしょうか。

山田デジタル戦略課長 窓口 DXSaaS の導入につきましては、自治体情報システムの標準化やガバメントクラウド移行の前後で進めております。そういうスケジュールの影響などから、不確定要素はあるものの令和 6 年度末までに導入を図り、令和 7 年 4 月から稼働するように目指しておるところでございます。

松岡委員 次に、チャット、ローコードツール導入というのがございますが、こちらはどういうものかという説明と、どういう効果を期待されているかということをお伺いいたします。

鈿物デジタル戦略課長補佐 ローコードツール、チャットツールの導入の目的でありますけれども、チャットツールの導入によりまして、職員間のコミュニケーションの円滑化、現場など外出先から庁内職員への迅速な情報連携、データ共有によるペーパーレス化等の推進を図ります。ローコードツールの導入によりまして、最小限のプログラム知識で、市民サービスの向上や業務改善につながるアプリ開発が可能となるため、職員自らによる迅速な、スピーディーなデジタル実装の内製化を図ります。次に効果ですが、チャットツールの導入によりまして、不在時でもメッセージが残せるなどの機能によりまして、電話やメールを使わず、効率的に連絡調整が可能となります。また、いつでもどこからでも会議が可能となります。さらに、ドラッグ&ドロップで情報共有が簡単、スムーズに情報共有が可能となり、ペーパーレス化などにより事務の効率化などの効果が期待されます。続きまして、ローコードツールの導入によりまして、市民側では職員のアプリ開発の内製化によりまして、満足度の高い便利なサービスが迅速に提供されると期待されます。さらに、職員側では簡単なマウス操作のみでアプリの作成が可能となり、システムやファイル情報の属人化の防止などが図られることから、データのダッシュボード化、集計の自動化など迅速な業務改善が期待されるところであります。

松岡委員 今、チャットツールで情報交換とか、職員の間でしやすくなるということでしたが、庁舎外でもそういう情報をとることができるっていうことでしたが、これスマホとか、個人のものを使うということになるんでしょうか。

山田デジタル戦略課長 チャットツールにつきましては、職員の机の上の端末を使うことを主としておりますけれども、現場からでも使えるようにはなります。この際に今のところ、職員の個人の携帯で対応することを考えております。

松岡委員 その場合のセキュリティだったり、個人情報漏えいとか、その辺りは市としてはどういうふうに考えられてますでしょうか。

鈿物デジタル戦略課長補佐 ツールのサービス業者のクラウド上にデータが保管されるようにはなるとは思いますが、その際に情報漏えいがないように担保しながら運用していく状況であります。

田中委員 担保っていうのを、もうちょっと具体的にお願いいたします。

鈿物デジタル戦略課長補佐 サービス業者の内規等によりまして、情報が外に出ないようにということを規約に沿って運用するという意味であります。

田村委員 ただ今のシステムですけれども、これはもしかするとデジタル戦略課にお尋ねすることではないかもしれませんが、今後庁舎内のテレワーク、育

休とか、取っていかれるようになると思います。そういったときのテレワークにも対応していかれるようなお考えというのはあるんでしょうか。

山田デジタル戦略課長 今回導入するツールで、育児休暇ではなくてテレワークという分野で活用できるシステムだとは思っております。ただ、テレワークとか在宅勤務とかを導入するかということにつきましては、当課ではお答えすることができません。

田中委員 先ほどおっしゃいました、市民の方に向けてのアプリケーションの充実ができるんじゃないかと。アプリケーション、ドラック&ドロップなので簡単な操作でアプリケーション等が作成できますということだったと思うんですが、それは今、市が進めている LINE の中でのシステムになるのか、全く別の各課でアプリを作られるというか、そういう想定なのかお伺いします。

山田デジタル戦略課長 チャットツール、ローコードツールについては職員が使うシステムと考えております。それとは別に市民用については LINE 公式アカウントを活用して情報発信を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

松岡委員 DX 人材育成、こっちのほうの予算の内容について教えてください。

鉤物デジタル戦略課長補佐 DX 人材育成についてですが、まず内容ですが、デジタル推進リーダーを対象とした BPR、業務改善実装研修を開催いたします。この開催によりまして DX の推進に必要不可欠となる、問題の本質を捉え、適切な課題を設定し、適切な手段により利用者に満足度の高い新たなサービスを創出できるスキル、これを持った本市の DX 化の取組の中枢を担うデジタル人材を育成いたします。さらに、DX の取組の先進自治体への視察や各種 DX フェアへ参加することで、職員の DX 推進マインドの醸成を図ることとしております。

早川委員 今、市民に対して公式 LINE でっていうことだったんですけど、これ多分そういう人が多くなってくると、窓口に来られる方も少なくなるんですけど、窓口でもその公式 LINE の使い方も教えながら、普及しながらっていう考えはあるんでしょうか。

山田デジタル戦略課長 市公式 LINE で、窓口で操作研修をするということは考えておりませんけれども、一昨年からスマホ教室を開催しておりまして、そのスマホ教室の中で、市の公式 LINE について説明することにしております。

早川委員 多分、無理な方も、当然手書きでお願いしますっていう方もいらっしゃると思うんですけど、そこでこういうもの、便利なものがありますよっていうところは、今の言われたその研修とか講習とかで、こういう便利なものを市がそろえてますよっていうのは、そこで周知されるということなんですか。

山田デジタル戦略課長 LINE の操作につきましては、もう LINE は使用率が非常に高くて一般的に使われておるものですから、特に操作研修とか操作指導

ということは考えておりません。ただ、委員おっしゃるように LINE による公式アカウントがあるよというようなことについては、様々な周知機会を通じて発信していきたいと思っております。

早川委員 じゃあ今までの人対人の窓口業務はずっとこれからも縮小されるかもしれないですけど、行っていくという方向でいいですか。

山田デジタル戦略課長 窓口業務につきましては、先ほどこちよつと説明させていただきましたが、窓口 DXSaaS を導入しまして、書かないとか待たないとか、回らないとか、デジタル化によってそういった時間短縮を図っていくような取組を同時に進めております。

田中委員 説明資料 7 ページの「地方公共団体情報システム標準化対応事業」について伺います。この中に Fit&Gap の分析等とございますが、このシステムを選定するのはいつごろになるのか伺います。

宮野デジタル戦略課主幹 システム選定につきましては、現行自治体クラウドシステム利用契約が令和 11 年度末まで残っていること、2025 年度までに全国の自治体が標準準拠システムに移行する必要があることから、全ベンダーの SE 資源に余裕がないことなどの理由により、現行システムの標準準拠版の導入を念頭に協議を行っております。システム選定・契約の時期につきましては調整中です。

田中委員 導入後ですけれども、運用とか保守サポート等が必要になってくると思いますが、これはこの中に入ってなくて、補正で上がってくると思ってよろしいですか。

宮野デジタル戦略課主幹 導入後のサービス利用及び保守サポートにかかる経費につきましては、稼働が始まる令和 8 年度からの支出になる見込みです。標準準拠システムのサービス利用に関する契約のため、令和 6 年度の補正または令和 7 年度当初で債務負担行為設定を行う想定です。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、デジタル戦略課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 14 時 45 分からいたします。

— 休憩 14:31 —

— 再開 14:45 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは都市建設課所管について、補足説明いたします。予算書は 174 ページから 187 ページまで、予算説明資料は 25 ページ、26 ページ、第 8 款「土木費」、第 1 項「土木管理費」から第 5 項「都市計画費」までになります。主な事業といたしましては、予算書 179 ページの第 2 項「道路橋梁費」、第 3 目「道路橋梁新設改良費」、コード 025「過疎対策事業」、予算説明資料は 25 ページになります。市道土手正楽寺線改良事業並びに市道津黄線落石防止事業については、引き続き安全・安心な道路環境整備を行ってまいります。なお、国からの交付金の配分によっては、工事進捗や工事期間への影響が予想されます。続いて同じく予算書 179 ページ過疎対策事業では長門市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、油谷蔵小田地区の新橋ほか 2 橋の補修設計業務にとりかかり、社会インフラの老朽化対策を継続して行います。次に、新規事業といたしまして、予算書 184 ページの第 5 項「都市計画費」、第 4 目「公園事業費」、コード 030「都市公園施設長寿命化計画策定事業」、予算説明資料は 26 ページになります。長門市総合公園と小河内公園の 2 つの都市公園について、重点的な施設の維持管理や更新を行うための長寿命化計画を策定いたします。また予算書 187 ページ、コード 720「その他公園等維持管理費」、予算説明資料 26 ページ、「田屋後田公園遊具設置事業」につきましては、今年度撤去いたしました複合遊具を再整備し、老朽化の著しい遊具の更新を行い、子どもたちが安全に利用できるよう公園整備を行ってまいります。そのほかにつきましては、予算に関する説明書及び予算説明資料に記載のとおりでございます。以上でございます。

田中委員 予算書 42、43 ページ、第 15 款「使用料及び手数料」、第 1 項「使用料」、第 7 目「土木使用料」都市計画使用料について昨年度は 260 万 3,000 円ですが、これが増額する見込みであるこの根拠を伺います。

藤嶋都市建設課長補佐 この都市計画使用料の中に総合公園のテニスコート、それから長門スポーツ公園の使用料が含まれております。これら公園の利用というのが新型コロナウイルス感染症による影響も薄まり、昨年度それから本年度におきまして増加傾向にあることから、実績に応じて増額を見込んでおります。加えてテニスコートにつきましては、これまで 12 月から 2 月までの 3 か月間は夜間照明設備の使用ができませんでしたが、使用者のほうからこの間の照明設備利用について強い要望があったことから、利用機会の拡大を図ることとしまして、その分の使用料を見込んでおります。

田村委員 予算書 175 ページ、第 8 款「土木費」、第 1 項「土木管理費」、第 1 目「土木総務費」、900「土木総務費」です。土地購入費 276 万 9,000 円というのがありますけれども、これについてご説明願います。

宗重都市建設課技術補佐 長門地区の市道維持管理業務により発生した土砂や支障枝への仮置き場として平成 4 年 10 月から土地を使用貸借しておりました

が、今後も道路維持業務を効率的に進める上で、こうした仮置き場は必要であります。当地は最適な土地であることから、土地の購入を予定するものです。

田村委員 差し支えなければどの辺りとか場所を伺えますか。

宗重都市建設課技術補佐 場所につきましては、国道から南側に入りました境川地区になります。

重廣委員 今のところは今まで使っていたところ、おそらく線路の下を通して狭いところ、只ノ浜前ですね。あそこはいっぱいになったということですか。それともあそこを使わずに新しく新規購入するところを使うのか。それと土砂は駄目なんですよ、その辺りのちょっと見解をお尋ねいたします。

末永都市建設課長 場所につきましては、今まで使っておりました委員ご指摘の土地になります。同じ場所です。いっぱいにはまだなっておりませんで、余裕がございます、土地を購入することでまた利用が拡大できるかなというふうに考えております。若干の側溝清掃等、地元の側溝清掃をやっていただいた土砂とかは少量ですが搬入しております。主には、草の処分とか木の仮置き場とかそういういったもので使用しております。

重廣委員 今までは借地であったというふうに判断したらいいんですか。借地だったものをちゃんとして購入して整備して、ちゃんと使うということでしょうか。

末永都市建設課長 委員おっしゃるとおりでございます。

田中委員 176、177 ページ、同款、第 2 項「道路橋梁費」、第 2 目「道路橋梁維持費」です。説明コード 700「長門地区指導維持管理費」こちらのシステム等整備工事 199 万円の積算根拠をお願いします。

宗重都市建設課技術補佐 こちらのほうは駅南歩道橋の防犯カメラ更新に要する工事費 3 基分を計上したものです。

田中委員 この中の予算だと思うんですけども、令和 5 年度の予算審査で重村委員から自治会の協働での維持管理について提案がありました。末永都市建設課長も何かしら方法を考えていきたいという当時答弁がいただけていますが、令和 6 年度何かそういう協働の方向性とかっていうことはどうなりましたでしょうか、お尋ねいたします。

末永都市建設課長 現在、地域住民の方々には市道路肩の草刈りや河川愛護等で市のほうにご協力いただいております。また、側溝の清掃、支障となる法面の伐採作業につきましても、地域で清掃・伐採作業を行っていただいた後に、市のほうが回収して処分するというような仕組みをとっております。すでに仕組みはあるというふうに考えておまして、新年度以降も地域の方々に同じようにご協力いただけたらというふうに思っておりますが、今後の方法としては 12 月定例議会において、重村議員の質問に市長がお答えしましたように、市民協働の

観点から、地元対応が困難な作業とか、どうしてもこれは地元でできないという部分に関しましては、各支所・出張所と連携しまして、市民が主役の地域活性化事業等を活用した地元支援を推進というか、行っていきたいと考えております。

田村委員 179 ページ、第 8 款「土木費」、第 2 項「道路橋梁費」、第 2 目「道路橋梁維持費」になります。説明コード 740「道路等環境整備事業」500 万円ですけれども、令和 6 年度これについての計画がありましたらお尋ねいたします。

宗重都市建設課技術補佐 主に駅南エリアと仙崎エリアの街路樹の剪定及び伐採、花壇等の除草、一部花壇の撤去等を計画しております。

重廣委員 説明資料の 26 ページの市道改良事業、予算書 181 ページですが、排水対策事業とありますが、これは具体的にどのようなことをされるのか伺いたいと思います。

河村建設班主査 市道青海線の排水対策事業についてですが、市道側溝が排水不良のため、排水機能を向上させる目的で水路工の整備、フラップゲートの設置を予定しています。

重廣委員 これは委員の皆様には図面等があると思いますが、排水が海のほうに流れるという計画ですよね。あの辺りは国定公園等になっているんじゃないかと思いますが、そのあたりの手続きはどのようなになってますか。

河村建設班主査 委員ご指摘のとおり、施工箇所は国定公園の指定地となります。工事発注前に下関農林事務所と協議を予定しています。なお流末部の護岸については、関係機関の萩農林水産事務所とすでに協議済みです。

重廣委員 今金額としては 420 万円というふうに書いてありますが、今海側のほうには護岸、石か何かが積んであるのかな。ブロックかちょっと分かりませんが、あれは今度は海側のほうの工事になるんじゃないかと少し心配してるんですが、そのあたりはもう市道改良という工事の中で全て完成するんですか。別に海岸工事という考え方でやらなければならないのか、それについて伺います。

管田都市建設課技術補佐 この流末部につきましては堤防がございますので、この堤防にコア、穴を抜きまして海水が逆流しないようにフラップゲートを設置する予定としております。ですので、この市道の工事ですべて完了する予定でございます。

田村委員 それでは 183 ページ、第 8 款「土木費」、第 3 項「河川費」、第 2 目「河川改良費」、035「防災・減災対策河川整備事業」についてです。予算説明資料では 26 ページになりますが、こちら浚渫測量業務と浚渫工事を行われる 15 河川 15 か所につきまして、内訳をもしよろしかったらお願いします。

管田都市建設課技術補佐 内訳につきましては、地区別に長門地区が 9 か所、三隅地区 4 か所、日置地区 1 か所、油谷地区 1 か所という形になっております。

田村委員 その浚渫を実施される場所ですけれども、今年度選定された 15 か所、

何か選定基準とか優先順位とかそういうものがあるようでしたらお願いします。

管田都市建設課技術補佐 浚渫につきましては、この 5 か年で浚渫計画を立てておりまして、その計画に基づいて実施をしております。なお、地元からの要望等ございまして、その箇所につきましては計画に追加という形で計画を修正しながら実施しております。

田村委員 その浚渫を希望される自治会であったり地域であったりっていうのはいくつかあると思います。その中で計画を立てて 5 年間でやってこられたということですがけれども、これ把握をしてらっしゃるか正確な数字が出るかどうかはあれなんですけど、浚渫の希望っていうのはどのぐらい今、未実施のところがあるものなのでしょうか。

末永都市建設課長 正確な数字は現在把握しておりませんが、令和 5 年度中に要望があった箇所までは令和 6 年度の浚渫で反映するように計画を立てておりまして、ただし令和 5 年の後半に要望があった箇所につきましては、令和 7 年度以降というふうに考えております。

重廣委員 全体計画として令和 2 年から令和 6 年と、令和 7 年度以降の計画についてはどのように考えておられるか、また次の 5 年間を考えるのであれば令和 6 年度にも計画を立てなければならないと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

末永都市建設課長 緊急浚渫事業債を使って令和 2 年から令和 6 年の 5 か年計画で集中的に河川浚渫をやってきました。それで、今のところ令和 7 年度以降も県を通じて国のほうには事業継続を強く要望しておるところでございます。しかしながら、現在のところ継続のアナウンスのほうはまだ入ってきておりませんが、やはり要望箇所が残っている河川につきましては、当課としては要求をしていこうと考えております。

重廣委員 この 5 年間で同じところを 2 回やった、つまり大雨が降れば溜まるわけなんですよね。一番悪いところから悪いところから除けていくとは思いますが、また大雨になったら溜まります。すべて違うところを 5 年間で計画的にやってきたのか、要望によってまた溜まったからそこを除けたとかそういうところがあるかどうか伺いたいと思います。

末永都市建設課長 同じ河川を 2 か年、3 か年とか複数年でやった箇所はございます。それは延長が長い河川で、単年で全部要望の延長が賄えないときに複数年でやっておりまして、今重廣委員が言われました同じ箇所を 2 回、3 回とやったかというのは河川浚渫、今の事業ではやっておりません。

田村委員 183 ページ、第 8 款「土木費」、第 5 項「都市計画費」、第 1 目「都市計画総務費」ですけれども、事業コードが 900「都市計画総務費」の中の都市計画審議会委員報酬というのがありますけれども、都市計画審議会とはどうい

う業務を行うものでしょうか。

藤嶋都市建設課長補佐 都市計画審議会につきまして、こちらの審議会の役割としましては都市計画、それから都市計画について市が提出する求められた場合の意見、それから市が定める国道利用、その他市長が都市計画上必要と認める事項に関することを調査・審議する附属機関でございます。

田村委員 それでは、その下の業務等委託料 120 万円が計上されておりますけれども、この業務委託とはこういったものでしょう。

藤嶋都市建設課長補佐 こちらの業務等委託料につきましては市のほうで都市計画総括図という図面を作成しております。これは都市計画法上、用途地域等が定められておりますけれども、そういったものを表示したものになるんですけれども、こちらのほうが平成 29 年に作成しまして、だいぶもう時間が経っております、その間、三隅長門道路の事業化決定に伴う都市計画道路であったり、長門俵山道路の開通、それから下水道排水区域、青海地区であったり開作地区の追加といったものがございましたので、そういったものを反映するために地図修正をかけるものでございます。

早川委員 予算書 185 ページ、説明書 26 ページ、第 8 款「土木費」、第 5 項「都市計画費」、第 4 目「公園事業費」の「都市公園施設長寿命化計画策定事業」についてお尋ねいたします。こちらの業務については計画を策定することなんですけれども、この 2 公園 117 施設の色々業務が書いてあるんですけれども、ちょっと詳しくどういうことをされるのか、どういうために策定されるのかをお伺いします。

管田都市建設課技術補佐 都市公園の中の 117 施設、遊具等色々ございますけれども、こちらの予備調査、まずどのような状態かを調査いたしまして、健全度調査、こちらのほうを行います。この健全度調査を行った上で、緊急的に修繕をしないといけないのかどうかというところを判断いたしまして、長寿命化計画、こちらのほうでこれから修繕していくのに一番コストがかからない方法というところを本計画の中で策定していく、そういった業務内容になっております。

早川委員 現状態を見て修繕する、修繕箇所っていうか、修繕するための計画を立てるっておっしゃったと思うんですけれども、これに関しては今後公園の近くにはお家を建てたりとか、ちっちゃい子がいなくなったりとかすることが今から起こってくるんだと思うんですけど、それも加味されるということなんでしょうか。

管田都市建設課技術補佐 都市公園施設の長寿命化計画につきましては、あくまで都市公園内の施設の老朽化についての計画でございますので、そちらのほうまで計画の中に加味されてはございません。

早川委員 今ある施設の修繕だけなんですかね。それとも新しくっていうことはこの中には考えられないんですか

管田都市建設課技術補佐 物にもよるとは思いますけれども、例えば遊具等で修繕が利かないもの、これにつきましては当然、更新というような形で計画の中で出てくるものと考えております。

田中委員 今おっしゃいました策定するっていうのは、いつからいつまでなのかお伺いします。

末永都市建設課長 国が示した計画策定指針においては、計画策定期間が概ね10年とされております。これに従った計画を予定しております。

田中委員 なぜ、このタイミングで策定するのかなというのもあるんですが、この計画を策定することで、国や県から修繕費等の補助が出やすいメリット等があるのかお伺いします。

末永都市建設課長 計画策定業務の中で、施設の健全度調査を行いまして、全体的な劣化の進行により大規模な補修や更新が必要と判断された場合には、長寿命化、更新について交付金の対象となります。

重廣委員 部長にお伺いします。市全体の予算が全体で約9.6%上がっている中、この土木費というのが前年度比で比べて9.3%下がってますよね。ということは昨年よりも下がっているという数字の結果なんですが、全体的に何を削減したとか、そういうのがありますか。その辺りの説明を。全体的に見てですね。お願いします。

波多野建設部長 予算の減額の主な要因といたしましては、一番に大きなのが、橋梁の補修工事が新年度はございません。保守設計業務のみでございます。それによって大きく削減をしております。加えて今までは、湯本の重点地区補助金、こちらのほうをスクラップして新年度からは無くしております。その2つの要因が大きく、予算が減ったと考えておりますけど、事業自体は決して停滞させるものではないと考えております。今回の予算はきめ細かい予算を立てられたのではないかなと思っております。

田中委員 説明コード715「ながとスポーツ公園維持管理費」です。この修繕費200万円の積算根拠を伺います。

宗重都市建設課技術補佐 毎年度、維持修繕に要するために計上しております83万6,000円に加えまして、新規で管理棟裏の水路側溝が歪んでおります。こちらの修繕及び付近のインターロッキング舗装の保守を行う予算としまして116万4,000円を見積もりにより計上しております。

田中委員 予算書186、187ページ、同款、第5目「地籍調査費」です。説明コード010「地籍調査事業」、調査協力者謝礼30万円についての説明をお願いします。

磯部地籍班長 現地調査時に同行していただく地籍調査推進員の出務費用として、1日当たり6,000円の2地区、年間50日の計30万円を予算計上しております。

田中委員 この協力者を得ることで、この事業が少し早く進むなりなんなりということを考えられて、これは上げられたんでしょうか伺います。

磯部地籍班長 この地籍調査推進員というのは、実際に調査をする区域内の自治会長さんより推薦を受けた、土地に詳しい方を地籍調査推進員として委嘱しております。現地同行いただくものです。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）なければほかに、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）今一度、都市建設課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、都市建設課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15:13 —

— 再開 15:14 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建築住宅課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは建築住宅課所管について、補足説明いたします。予算書は186ページから191ページまで、予算説明資料は27ページ、第8款「土木費」、第6項「住宅費」になります。主な事業といたしましては、予算書189ページの第1目「住宅管理費」、コード010「社会資本整備総合交付金事業」、予算説明資料は27ページになります。上川西市営住宅C棟につきましては、老朽化した内装や給排水設備等の改修工事を行い、住宅の長寿命化を図ってまいります。次に、同じく予算書189ページの055「住まい快適リフォーム助成事業」、予算説明資料は27ページになります。「住まい快適リフォーム助成事業」につきましては、より多くの市民の方が利用しやすいよう、1件当たりの上限額を引き下げております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは予算書189ページ、第8款「土木費」、第6項「住宅費」、第1目「住宅管理費」、010「社会資本整備総合交付金事業」です。先ほど補足説明にもありましたけれども、市営住宅の整備工事を行われます上川西市営住宅C棟というところですけども、このスケジュールとそれからお住まいになっていないかもしれませんが、住民に対する案内についてご説明願います。

末永建築住宅課主幹 スケジュールにつきましては、3月以降、令和6年5月に工事を発注しまして、実際に工事が始まるのが6月以降になる予定になっております。工事の終わりは、当年度最終の3月頃になる予定になっております。住民の方への説明につきましては、3月頃に説明会を設けまして、住民の方に説明する予定にしております。

田村委員 よく分かったんですけども、その3月頃の住民の説明というのは、この来月の3月のことですか。

末永建築住宅課主幹 はい。この3月になります。

重廣委員 同款、同項、同目の189ページの説明コードが040「空き家対策事業」、説明資料の27ページになります。これは補助ですよ、600万円設けてありますが、確か補正で200万円減というのがあったと思います。ちょっと前の補正、3月の補正で。にもかかわらずまた600万円みてあると。これは何か目途が立っていると言いますか、申請の方の人数が大体把握できているとか、そういう状況にあるのかどうか。この600万円を上げた根拠について伺いたいと思います。

永尾住宅班長 まず、予算を計上する段階の11月、12月の段階で5件の見込みがございました。それで予算も含めて200万円の減額をさせていただいたんですが、1件ほど今年度中止になりまして、翌年度に計画をされているところがございます。もう1件ほど相談が今ございまして、来年度は計画している6件中2件ほど、今見込みがあるところです。

大庭建築住宅課長 少し補足をさせていただきますけれども、委員ご存じのように、この除却工事は国の交付金の対象工事になっておりまして、今まででしたら3月31日までに除却工事が終わるようにということでしたけれども、今年から3月31日までに申請された方への補助金の支払いを完了するようにということを求められまして、となると3月10日ぐらいまでには工事を完了しなくてはならないということがあったので、ご相談された方については3月10日までに工事を完了するのが難しいから、今回見送るということで、その当時予算計上できずに補正で減額したという経緯はございます。

田中委員 空き家対策、依然多い空き家があるんですが、令和6年度、課として何か新しい取組なり、何か考えていらっしゃるものがあれば、それをお尋ねいたします。

永尾住宅班長 空き家の問題につきましては、年々相談件数も増えていまして、問題にはなっているところですが、これにつきましては今、昨年度から民間事業者のアキソルというところと連携をして、情報発信とか相談窓口を設置したりとか、そういうことをしています。また、そういう民間の力を活用した、来年度以降も取組を推進していきたいと考えております。

重廣委員 説明資料のまた同じページなのですが、説明コード 055「住まい快適リフォーム助成事業」でございます。これは先ほど部長の補足説明で、少し昨年とは変わったと。昨年と変わった場所について、何がどう変わったのか説明願いたいと思います。

永尾住宅班長 今年度までは、住まい快適リフォーム助成事業につきましては、一般的なリフォーム、住まい快適リフォーム事業と、断熱リフォーム、健幸住宅の事業がございました。来年度はそれを一本化させていただきまして、一般的なリフォームをまず基礎としまして、断熱のリフォームに関しては加算ということの措置で対応をしていこうと考えております。金額につきましては、快適リフォームの一般リフォームにつきましては、上限 20 万円だったのを 10 万円、断熱リフォームにおきましては加算措置につきましても 10 万円ということにいたしまして、合計 20 万円で出るような形で、昨年度は断熱リフォームは 30 万円補助になっておりましたが、金額を下げております。下げました理由なんです、これはこの事業は結構人気な事業でございまして、年度当初に申請を始めてすぐになくなるという状況が続いております。これを少しでも解消すべく、金額を抑えながら枠を、件数を広げるという方向で見直しを行いまして、今年度約 110 件の申請があったところなんです、来年度は金額を下げることで 160 件、150 件程度の申請を見込んでいるところです。

重廣委員 それと三世代同居という言葉が今年も、昨年も使っていました。三世代同居のための住まいをリフォームするというのは大変いいことだと思うんですが、その三世代同居を利用された方っていうのは何件ぐらいあるんでしょうか。お伺いします。

大庭建築住宅課長 今年度につきましては、利用は実績がございませんでした。実は申請された方が 2 件ございまして、1 件は同じ条件なんですけど、いわゆる 3 年間同居の継続と、同一世帯であるという条件を付けてまして、これに該当しないために補助対象にならなかった事例もございました。

田村委員 この住まい快適リフォーム助成事業ですけれども、申請の対象の期間、来年度の予算でありましたら、何月何日から何月何日の工事の契約書の締結なのか、支払いなのか、工事の工程によるものなのか、お尋ねをいたします。

大庭建築住宅課長 まず申請につきましては、今予定ですが、令和 6 年度につきましては、4 月 8 日月曜日から受付を開始しまして、予算の限りがありますが、予算の一杯まではなくなるまで受け付けます。条件としましては、年内に工事を完了することということと、補助金をご存じのように商品券でお配りするので、その商品券の使用期限が 2 月末ということにしております。

田中委員 業務委託料が増えております。これはやはり広く多く配ることの手間が掛かるという考え方でよろしいですか。商品券の枚数が増えるとか。

大庭建築住宅課長 これにつきまして、昨年の決算委員会でも一部ご質問いただいたと思いますけれども、いわゆる銀行の窓口へ支払う換金手数料がこの度2%だったのが5%に増額ということがございましたので、その分が増えております。

早川委員 お伺いしたいんですけど、これ別のところの課のお買い物券、優待券とかでも事業者が金融機関等に換金に行くじゃないですか。そのときの、ここでも事業者負担っていうのは、これもあるんでしょうか。だから業者、使われた先。分かりますか。

大庭建築住宅課長 商品券のことについてお話をさせていただきますと、我々は申請された方に商品券をまずお渡しします。申請された場合、工事された建築主の方は一般の商品券と同じで、お店で使われれば、別にその方は手数料を取られるわけではなくて、お店のほうで窓口で換えるときにそういった1枚当たり5%という形で出てくるということになります。ですから、先ほど申し上げたように昨年質問されたと思いますけれども、2%だったのが今回、令和6年度から5%にしてくださいっていう形でいただいておりますので、増額になったということです。

早川委員 金融機関が5%取られるのは分かるんですけど、ほかの優待券は事業者さんが金融機関に行った時も、その時に何%かっていうのも1%なのか支払う券があるんですけども、これはそれはないんですね。

永尾住宅班長 商工会議所の見積もりのほうでいきますと1%、事業者さんの取扱手数料負担金として事業者が負担するようになっています。

早川委員 これだけじゃなくて先程も言ったんですけど、これ市民のために市内で使ってもらうための商品券じゃないですか。それでこの優待券とか券を使う、処理するのに結構なやっぱり事務手続きっていうか事業者さんのほうが結構やっぱり手間らしいんですけども、やはり事業者さんも市民なので、今後使用される事業者さん、受ける側の事業者さんに関しての手数は今後ちょっと今日はどうかは言わないんですけど、今後それを考えていただくっていうことはちょっとできるんでしょうか。

大庭住宅建築課長 その件につきましては建築住宅課だけの問題ではないですので、そういった商品を使われる他課とも意見を交わしたり調整する必要があると思いますので、今日はちょっとそのぐらいで申し訳ありません。

重村委員 それでは歳入についてお尋ねをします。第15款「使用料及び手数料」、第1項「使用料」、第7目「土木使用料」ということで、建築住宅課からいくと市営住宅ですね。これの運営というのも大切な業務の1つかと思います。ここには今年度の住宅使用料ということで8,646万6,000円ほど歳入予定がされておりますけど、まず市営住宅、今現在での加入率、稼働率、この数値が分かりま

したら教えていただければと思います。

永尾住宅班長 この予算を計上時の数字でいきますと、住戸数513戸に対して、入戸戸数が391戸になっております。

重村委員 100%入居っていうのが一番よろしいかと思うんですけど、まあそれは現実的に難しいと思いますけど、今の数字を聞くとなかなか稼働率がよろしくないというふうな認識を持ちます。1つご回答いただきたいのが、この使用料の中に142万1,000円は過年度分ということで、お支払いが滞って過年度分がここに載ってきているというふうに見受けられますけど、これの徴収対策について見解をお尋ねしたいと思います。

大庭建築住宅課長 これは毎年毎年の絡みでございすけれども、今はもう滞納されてる方の家賃が3か月程度になると、まずご本人さんに電話連絡をして、納付を促すようなお話をさせてもらいます。それでもまだ増えているようでしたら、連帯保証人さんに連絡を取って、保証人さんのほうからご本人さんに納付指示をなささいというふうなお話をさせてもらいます。それでももし、その次の段階ですと連帯保証人さんに支払ってくださいということをお願いしております。今年度につきましては、若干の大口の滞納の方で連帯保証人さんに約50万円ぐらいをお支払いいただいたという実績がございす。

重村委員 今の入居率を見ると、公営住宅、県がやってる住宅もありますし、市がこうしてやってる住宅もありますけど、公営住宅の必要性っていうのは徐々に少なくなってきたのはいるものの、やはり必要な市民の方たちにとってはやはり民間のアパートじゃなくて、公営住宅に入りたいんだという方もいらっしゃるでしょうし、経済的な側面を持ち合わせた中で必要な市民福祉の一環の事業であろうというふうに思います。その中で、市が経営するからには入居率をやはりできるだけ高いところに持っていくという考え方も持ち合わせて執行部はいらっしゃらないといけないというふうに思うんですが。これについて入居率をもう少し高いところに持っていきたいということについての何か考えとか新年度に向けての見解というのがありましたらお尋ねしたいと思います。

大庭建築住宅課長 まず第一に、市営住宅全般なんですけれども、敬遠される理由の1つに老朽化がございす。そのために、先ほどのご質問にあったように上川西の住宅の改修をしております。この改修が終わると少しはその分の入居が増えていくのではないかとございす。ただ、入居に関しては正直ニーズというものが、高齢单身の方が住宅を求められる方がいらっしゃるんですけども、今、市が入居可能にしているのがいわゆる55㎡以下の部屋しか单身を可にしておりませんので、それに数に限りがございすので、なかなか倍率が高いので入れないというのと、あとは高齢の方が多くてやっぱり3階4階といった高層階の住宅そのものがエレベーターがございせんので、敬遠され

る傾向がございますので、そういった意味でなかなか入居率が上がらないということ苦慮はしております。

田中委員 今、答弁をいただいたんですけれども、綾城美佳議員が一般質問で、近隣市が連帯保証人を求めないのになぜ長門市が求めるのかということに対して、市内の公営住宅の入居条件が県と同じになるようにということを答弁でされました。今重村委員がおっしゃったように滞納の問題であったり保証の問題っていうのもあると思うんですけれども、債務保証業者っていうものの活用を来年度、令和 6 年度に検討するということだったんですが、現在検討されている保証業者の活用、保証料、保証内容についてちょっとお伺いしたいんです。

永尾住宅班長 保証内容といたしましては、月額の家賃あと契約解除から明け渡しまでの賃料相当の損害金あと原状回復費用、賃料の 2 か月分が上限、明け渡し時の残置物の処分。これが保証の内容になっております。保証料につきましては、初年度は月額家賃の 50%、最低保証家賃として 1 万 5,000 円、継続保証委託料として、次年度以降は年 1 万円となっております。

田中委員 保証会社とかっていうのは県と同じようなところを検討されているのか、今、どうなんでしょうか。民間でされるんでしょうか。

永尾住宅班長 県と別のところ、全国保証協会というところと契約を考えておりますが、保証協会さんが認定している民間 3 社の保険会社と直接個人さんが契約するような形になります。

田中委員 では確認なんですけど、この保証会社をお願いした場合ってというのは、もうその連帯保証人って先ほど大庭課長よりありました連帯保証人の制度がなくなると思ってよろしいですか。

大庭建築住宅課長 連帯保証人制度がなくなるのではなくて、連帯保証人に変えて、そういった保証契約、そういった契約書の写しを提出いただければ、それを連帯保証人とみなすということを考えております。ですから、もちろん今までどおり保証人という形で人を保証人とされることは可能でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建築住宅課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。

田中委員 2 点ほど副市長にご確認させていただきたいと思います。1 つは先ほどの答弁、補足説明にもありました県の入居条件と同一にして市の条件を市営住宅に関しては一緒にするということのようなことがあったんですけれども、この間の一般質問でも市長はそういうふうに答えられておりました。市長は常々、県と国の隙間を縫う形で、市はいろんな事業を行っていくと、それで市民の生活を守っていくんだというふうにおっしゃっていて、これは私、非常に矛盾を感じるんですが、県に右倣えするっていうことに対して、これを副市長どう思われますか。

大谷副市長 かねて市長が申し上げております国、県の制度・時間の隙間を埋めるという表現との矛盾を感じるとのご指摘でございましたけれども、かねて市長がこういう発言をしてまいりましたのは、主だったところで申し上げれば、この前まで市を挙げて取り組んでおりましたコロナ禍対策でございます。これは国、県、市を挙げて、全国でコロナ禍を前にして困っておられる方々、企業に対してどう対応していくか、いろいろ国の制度もありましたし、県の制度もございました。それに対応して私どもは負担割合などという形で市としても協力はしましたけれども、なかなか臨機応変にそういった制度が進まないというところもありますので、時間を埋めるという形で、これから国、県が制度設計する前に市として動けるところを動いたというケースもあります。それから制度の隙間という意味では、国、県であればどうしても広域自治体ですから、例えば補助基準とかというところがハードルが高いというのもありましたけれども、そういったところを市民の福祉向上を狙って下げる、補助基準を下げてその部分を嵩上げするとか、そういう形で市はこのコロナ禍対策に取り組んできたところでございます。これが、市長が今まで申し上げてまいりました隙間を埋めていくという対応だったと思います。これは国を挙げての政策だったというふうに考えています。しかし、今回の市営住宅も、結果的には4月以降、県営住宅と合わせて保証業者に拡大すると。連帯保証人を保証業者にまで拡大するけれども、連帯保証人を求めないことはしない、こういうことを踏まえて市長が答弁を申し上げたんです。これは、やはり同じ市内5地区で展開されている県営住宅の保証問題、それと筈を合わせないと、こちらだけが連帯保証人を使わないというわけにはまいりません。とりあえず令和2年に県営住宅のほうで緩和されたわけですから、そこに遅ればせながらではございますけれども、令和6年度から県営住宅の取扱いに合わせるという形で、先日答弁申し上げたところでございます。この点をご理解をいただきたいというふうに思います。

田中委員 ここをあまり突っ込むと一般質問みたいになるので突っ込みませんが、ご理解はちょっと難しいんですが、県内でも他市がされていると、国からお願いが来ているということで、やはり令和6年度に検討されるということの中に、やはり実はこの条件をすることで、入れない方が出てくるっていう視点を副市長はぜひ持っていただきたい。これは何で副市長に今一度で申したかと言うと福祉が関係しているので、課が変わって来ってしまう可能性もあるので、課を跨ぐので、例えば生活保護対象者というのは、障害者とか、こういうことが入ってくると余計に入居しづらくなるっていう側面は必ず出てくると思います。生活保護を受給されている方は家賃相当分はちゃんと支給されていますので、滞納の心配っていうのはある意味、そんなに高くはないのかなとか、いろいろな側面もありますので、その辺を考慮した上でこの市営住宅の今後のあり方っていう

のをぜひ検討材料として入れていただきたいと思います。副市長いかがでしょうか。総括として、来年度、市営住宅の経営について副市長の考えを今一度お伺いします。

大谷副市長 一応今後検討するというようなお答えもしておりますので、今後の方針でございますけれども、とりあえずは県営住宅、県の動きをまずは見たいと思います。それと先ほど、たまたま隣接する下関市、萩市、美祢市が連帯保証人を外しているという状況でございますので、そこも様子は見なければいけないと思いますけれども、全国、そして山口県内も大体同じ割合なんですけれども、4分の3の自治体が、国土交通省からのお願い文書。通知、通達ならば、これは非常に義務性が高いんですけれども、お願い文書が2回出されています。平成30年そして令和2年と。それにもかかわらず、4分の3の自治体は未だにこの連帯保証人を外すということはしておりません。県も保証業者ならいいけれども、連帯保証人という制度は外しておりません。やはりこの一方には、これも報道による取材ではございますけれども、いくつかの自治体はやはり滞納対策ということも考えなければいけないということを報道で私も聞いております。決してこの滞納対策のためにこれは外すことはしないとか、そういうことは決して私どもは申しませんけれども、そういった実態があるということをご理解いただきたいと思いますし、そういった状況を見ながら、今後、慎重に検討してまいりたいというふうに思います。

吉津委員長 今一度、建築住宅課全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、建築住宅課所管の審査を終了します。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、3月5日、午前9時30分から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 15:44 —